

TRIO

三重の文化・社会・自然

三重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌 「トリオ」

Vol.12

ISSN 1345-5079

特集
1

生物多様性条約と
「里海」再生の課題

特集
2

伊勢市
三重県の研究



北京では朝食に粥を食べる。朝早い大衆食堂で、粟のお粥とピーナッツを油で揚げたのとゆで卵を注文した。調べてみると、中国で、粥は朝食として常食されている。米粥に海鮮を加えた南方の「リッチ (rich)」な粥から、麦や豆・雑穀の北方の「リーン (lean)」(fat の反対語、lean bread は基本材料 (イーストに粉や水、塩) だけでつくるパンを指す) なものまで多種多彩である。「リーン」な粥で日本人に馴染みがあるのは、オートミール (燕麦) を湯で温めたものだろう。アメリカ人も朝食に粥を食べている。

「リーン」な粥、とくに豆・雑穀系の粥は調味料を加えず食べることができ、自然が厳しいところ、調味料を確保しにくいところでも生きる糧となってきた。しかし、それだけで大きな人間集団の生存を維持することはむづかしい。新大陸原産のじゃがいもやトウモロコシの普及はそれを物語る。

ロシアと北朝鮮との国境地域にある

中国の延辺朝鮮自治区では、トウモロコシを麺にする。ツルツルした独特の食感で、取えていえば、喉越しの食感を味わう。トウモロコシのひき割りを小麦粉に混ぜて焼いたコーンブレッドはアメリカの伝統食である。イタリア、とくに北イタリアには粗挽きのトウモロコシからつくる粥類似のポレンタという料理がある。

アジア原産の蕎麦も救荒作物で、世界各地に広がった。モスクワ留学中、蕎麦の粥があることを知った。軽く炒った蕎麦の実でつくる。家庭ではオーブンに入れて蒸し煮することもある。煮上げるので、出来上がりは粥というより、蕎麦飯といった感じだ。バターや牛乳と食べる他、付け合わせ (raprap = garnir / garniture, garnis) にもよく出される。蕎麦の生産消費の世界一はロシアである。

ロシアの人々は粥を常食する。麦類 (小麦や大麦) や雑穀 (黍)、さらに米の粥もある。広辞苑によると粥は「水

を多くして米を柔らかに炊いたもの。固粥と汁粥の総称。特に、汁粥」(日本の粥の定義) である。水を牛乳に代えれば、ロシアの米粥の定義となる。しかし、ロシアの米粥は、砂糖やチョコレートを加え、ドロツとするまで煮る。粥は療養食で、炊き上げた白米を信仰する日本人からすると、ロシアの米粥を一匙掬うと、甘さへの生理反応以上に、日本の米文化の「尊厳」を傷つけられたような気分になる。日本の米粥とロシアのそれは別物だと思う。百聞は一見にしかず。

経験でしかわからないことがある。技術も、実際の生活でどのように使われるかをみないと、現地での効用や価値を見誤る。日本の携帯電話は、技術が高く、機能の豊富なスグレモノだろう。しかし、日本列島は携帯ガラパゴス島だった。日本で独自進化を遂げた携帯電話は世界で競争力をもてなかった。技術だけでは世界に相手にされない。文化や社会の理解が必要で、技術

に対する学術が重要だろう。経験だけで判断できないこともある。多くの人が、「21世紀はアジアの時代」という。しかし、予測確実なことばかりではない。21世紀は「混乱と対立のアジア」で終わる危険もある。「未知の世界」を知により見通すこと、つまり学術の発展が求められている。

文化大革命の混乱から改革開放に転じた中国で、成長の成果が教育に注がれ、多くの大学の建物が新しくなっている。アメリカだけでなくヨーロッパへの留学生も増加している。「未知の世界」で展望を開くのは、学術であり、知である。その意味で、大学の役割は大きくなるはずだ。成熟した文化をもつ民主国家では、大学が営利に媚び、政治に従属してはならない。同時に、社会から遊離し、閉ざされた存在であつてもならない。

「発信」がキーワードだと考えている。「学び、考え、発信する」という当然のことのできる学生を育てたい。

お粥と携帯電話と学術と

—これからの世界に日本を発信するには—

樹神 成

こだましげる

人文学部学部長
人文社会科学研究科長 行政学

TRIO

Vol.12

三重の文化・社会・自然

三重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌 [トリオ]

C O N T E N T S

1 卷頭言

特集1

2 生物多様性条約と「里海」再生の課題

鼎談 高山 進×竹内 泰介×浦中 秀人×前田 定孝

生物多様性条約締結国会議の
伊勢湾再生政策へのインパクト／高山 進

漁業者による環境活動の推進を
市民と海とのかかわりを強めつつ／竹内 泰介

6 沿岸域の総合的な管理は志摩市が生き残るための戦略／浦中 秀人

8 県と市、国と自治体の縦割りを
乗り越えるための法治主義的工夫を／前田 定孝

エッセイ

12 四日市市の公害防止協定／前田 定孝

14 海をめぐるローカル・ルール 伊勢湾・答志島の調査から
／竹峰 誠一郎

特集2

17 伊勢市・三重県の研究

18 度会郡古代交通路の再検討-宮川下流域の開発状況の分析から-
／江草 由梨

20 古代伊勢の葬送-昼河古墳群の考察から-／松本 薫

22 伊勢市における性暴力に対する予防・啓発活動
-若者層への対策の必要性-/辻 真理

24 伊勢市に居住する高齢者を犯罪から守るために
-吹上町内安全 (防犯) 徒歩パトロール隊の防犯活動-/増田 進矢

人文教員エッセイ

28 伊勢湾の見える研究室に来て／吉丸 雄哉

30 「医療過疎地域における多次元的評価による
アラートシステムの構築」プロジェクトの推進に向けて／福本 拓

32 新刊自著を語る

『昭和旅行誌』雑誌『旅』を読む／森 正人

34 三重の歴史と風景

伊勢の長浜／廣岡 義隆

35 大学院・学部の広報

三重大学人文学部・第6回「公開ゼミ」報告／湯浅 陽子

36 大学院のご案内

37 雑感

／安食 和宏

編集後記

■表紙写真: 寶日館



特集1 鼎談

生物多様性条約と「里海」再生の課題

人と海がつながり、持続的な関係が成り立っていた里海。その関係が失われた今、その再構築と再生の課題をさぐる。

司会 里海としての伊勢湾や英虞湾の再生が課題となっています。この間、名古屋で生物多様性条約締結国会議（COP10）も開催されました。そこでは、生態系のこれ以上の劣化を食い止め、回復させる対応策として、大学の研究者、住民、国、県、市町村、漁業者・農業者というそれぞれの主体がどの役割を果

たすのが課題となります。今回の座談会では三重大学生物資源学部の高山進さん、三重県農水商工部（水産資源室）の竹内泰介さん（水産資源室）の浦中秀人さん、志摩市産業振興部（水産課）の浦中秀人さんにお話を伺います。早速ですが、最初に高山さんから生物多様性条約締結国会議のポイントを中心にお願いします。

生物多様性条約締結国会議の伊勢湾再生政策へのインパクト 高山

高山 今年一〇月、生物多様性条約COP10が名古屋で開催されました。これを契機に、生物多様性条約市民ネットワークという市民の連合組織が二〇〇九年一月に結成され、国際条約会議に市民がかかわる受け皿をつくってきました。

わたってきた人間の社会と文化の多様さの両者を尊重し、かつて地球上のどの地域でも見られた絶妙な関係性に敬意を表し、その恩恵を地域間で適切に分配し、次世代に適正に引き継ぐことが重要となりました。

条約の議論では、今後一〇年が大きな転換点であるとして、「愛知ターゲット」という新戦略計画が議決されました。そこでは、「根本原因」に対応しなければならぬとされ、生物多様性の価値が「開発・貧困解消のための戦略および計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、または報告制度に組み込まれること」とされました。この趣旨は、生物多様性をベースに政策を統合して進めようということになります。

次ページ図1は、森のなかに定住した人間が、限られた環境を持続的に利用するため、生産・浄化という生態系の力を利用しつつ、その許容量の範囲内で暮らさざるをえないことを示しています。地球上のどの地域に住む人間も、この原型に沿った多様な適応のかたちを育んできました。

私たち市民ネットは、「ポジション・ペーパー」をまとめ、共通のビジョンとして「あるべき世界像」を描きました。私たちは長い間かけてつくられてきた環境や生き物の多様さと、それらと密接に関

私たちのビジョンと、生き物にも弱者にも配慮のない近代以降の社会とは大きくかい離しています。現代が文明的に過渡期にあつて、何らかの転換をすることなしに存続の可能性はないという思想が、一九九二年の地球サミットの際に「持続可能な発展」という言葉で表現されました。「生物多様性条約」は、このときに「気

高山 進
たかやま すずむ
三重大学生物資源学部教授

竹内 泰介
たけのうち たいすけ
三重県農水商工部水産資源室

浦中 秀人
うらなか ひでと
志摩市産業振興部水産課

前田 定孝
まえだ さだたか
三重大学人文学部准教授・司会



背景写真は答志漁港 写真上は、自然観察会で説明する竹内さん



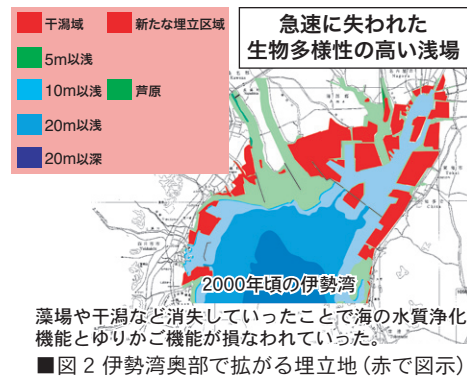


竹内泰介さん

「魚を食べ、水辺に親しむことから よい環境を」 （たけのうち）

勢湾の環境が非常に悪化していることにあります。図2のように、伊勢湾の海底の広い範囲にヘドロが堆積しています。ヘドロの分解にはバクテリアが酸素を多量に消費しますので、とくに夏季に貧酸素水塊が発生し、生物の住めない環境を海底につくりだしてしまします。このことにより、里海である伊勢湾の生物の豊かさ、多様性が失われているのです。

生物多様性が高いことは、漁業生産を支える基本的な要素です。海の生物多様性を保つためには干潟や藻場が重要な役割を果たしていることが知られ、たとえば干潟は、浅いから貧酸素の影響も受けにくく、魚の赤ちゃんの隠れ場所として、保育場として重要であることがわかっています。また、干潟は陸域からの排水に含まれる有機物を浄化する役割があり、一ヘクタールで一万入分の生活排水を分解する能力があるといわれています。図2は約十年前の伊勢湾で



す。湾奥部に干潟、藻場が広がり、生物生産性と多様性が高い海でした。これが現在では、著しく減少しています。東海地区の経済発展のためにはやむをえなかったとは思いますが、私たちは大切な里海の機能の一部を失ったのです。

その結果、かつて三重県だけで一万トンの水揚げを誇ったアサリなど伊勢湾の水産物の漁獲量が、非常に減少しました。最近、透明度等水質の一部は改善されてきたとはいえ、伊勢湾の豊かさが元に戻っているとはいえません。また、近年は食料自給率が低下しているだけでなく、一人あたりの水産消費量が減少していることを、非常に危惧しています。これは、漁業者の高齢化だけでなく、日本の食文化を特徴づける魚食文化が衰退していること、里海で生産される地元の産物を食べなくなったことに原因があると思います。このように、地域住民を海とのかかわり

が希薄になるにつれて、里海の荒廃も進みました。

漁業管理が主要な業務であった水産としては、里海荒廃の原因のひとつが、人びとの海への関心が希薄になってしまったことにあると考えました。たとえば、近年子どもたちは水辺で遊ばない。「遊んだら危ない」と水辺への立ち入りを禁止され、子どもたちが水辺が遠ざかった。子どもたちが遊ばなくなったことで関心がなくなり、大切にしようという心が育まれない。そういう子どもたちが水辺に無関心な大人になる。その結果、ますます里海が荒れ、漁獲量も減る。地元の水産物に目がいかなくなり、魚を食べなくなる。そしていつそう漁業が崩壊します。

この悪循環は何とかなければなりません。県民と水辺の接点を増やせば、里海の再生につながる、三重県が水産行政の視点をかえたのが二〇二〇年頃です。

魚を食べたり、水辺に親しむことで海などの自然を愛する気持ちの育まれ、保全活動が活性化します。そして、多様な生物がすむ豊かな里海が再生されることで、結果的に水産業も活発化する、それを事業でやってみようと考えました。また、海だけではなく、山・川・海を一体として、自然は繋がっていることを主要なテーマとしました。職員だけのとりくみだけではなく、市民と連携し、いっしょに現場に出て、汗をかきながら始め

「環境や生き物の多様さと、人間社会・ 文化の多様さ両者を尊重」 （たかやま）

近代ヨーロッパで何があったのか。ヨーロッパの中世は温暖な時期で順調に発展しましたが、一四世紀半ばに、寒気を迎え、さらに一七世紀には小氷期という非常に寒い時期を迎えます。この時期にイギリスで森が乱伐され、沼地が切りひらかれて、富裕層による「囲い込み」が行われた。そこで羊を放牧して毛織物業を起こすなどの資本蓄積が起こった。そうした過程で、地域の生態系も極端に劣化した。このプロセスが可能になったのは、石炭や植民地という「系の拡大」の途でした。

一方日本では、一五七〇年から一六七〇年、戦国から江戸にかけて、森林略奪期と呼ばれる大乱伐時代がありました。全国で藩の都市がつくられた際に木



高山進さん

候変動枠組み条約」とともに成立しました。その目的は、「生物多様性の保全」、「持続可能な利用」、「南北の公正な利益配分」の三つです。

が大量に伐採された。この時点で日本人は森林政策を転換し、里山や入会という共同管理的な制度を発展させました。また有機物のごみの徹底的な利用などしつつ、限られた鎖国の日本のなかで有限な国内資源、地域資源を生かす努力をしました。ちなみに江戸期日本は地方分権、村の分権が基本でしたし、里山等のコモンズには弱者救済の機能があったとする研究もあります。江戸期日本がこのソフトウェアに成功した究極の理由は、「系の拡大は不可能」という絶対条件にありました。

今、地球上の限られた資源や有限な環境容量をどう持続的に利用するかが問われる時代になり、生物多様性はさまざまな主体の人が

漁業者による環境活動の推進を 市民と海とのかかわりを強めつつ 竹内

司会ありがとうございます。竹内さん、お願いします。

竹内 資源の開発と利用を環境容量の範囲内に留めるのは、私たち水産の者には当たり前です。ほとんどの水産業は、野生生物を対象にしたり、自然環境のなかで育てる産業ですから、農業と違って、自然の恵みを絶やしてしまわぬよう持続的に利用するのが基本です。環境容量を超えて利用すると資源減少ひいては産業の崩壊に直結する。それを防ぐのが、第一に

当事者になりうる共通用語になりつつあります。生物多様性条約市民ネットワークは、四つのアプローチを提案しました。

一つは「グリーン・エコノミー」で、生態系の価値を経営運営、社会運営に組み込もうというものです。二番目は、国による責任ある政策統合です。まだ縦割りが残って、十分に政策統合が進んでいない。三番目に市民・住民と基礎的自治体の意思決定の尊重です。最後に、種の保存法等遅れた法律の見直しによる保全政策の強化です。

法律や計画が上意下達の仕組みになっていて、なかなかボトムアップで組み立てていくことができない国なので、これをどう変えるかが、非常に大切な課題だと思っています。

「漁業管理」です。第二に「資源管理」です。水産資源の管理については、水産行政機関の役割としてどの都道府県でも行っています。さらに三重県では、一連の「みえのうみ」事業として、水域の環境保全活動を促進するとりくみを二〇二〇年から行っています。

「みえのうみ」事業を水産部局が行うきっかけは人間が関与することによって生態系が維持されている「里海」の機能が再評価されてきたことにあり、その背景として伊





前田定孝さん

「国・県・市の権限を組み合わせる制度的工夫は可能」 (まえだ)

活動も増えています。志摩市は志摩半島の南東の端にあり、二〇〇四年一〇月に旧志摩郡五町が合併して志摩市になり、面積は一八〇平方キロ、人口は合併当時六万一〇〇〇人ちよつとだったのが、この一一月で五万七〇〇〇人へと、急激に減りつつあります。全域が伊勢志摩国立公園に指定され、英虞湾、的矢湾、太平洋の三つの海に面しています。

志摩市は、国勢調査によるとピーク時の一九八五年の六万四〇〇〇人に比べて今年は前述の人口になり、危機的です。六五歳以上の高齢者人口も三五％を超えそうで、全国・三重県平均と比較して一・五倍くらいです。産業別従事者数では、労働人口が一九八五年の三万三千人から減っています。水産業中心の一次産業も、従事者数で四分の一だったのが、今は八分の一、二次産業はほぼ横ばい、その分三次産業の比率が増えています。

総生産額も住民一人あたり二百万円ちよつとしか付加価値を生んでいない。これは三重県内二九市町中二六番目で、納税者一人あたりの所得も、二四七万三千円で、二九市町中二八番目です。主要産業の水産業と観光業については、水産業で海面漁業が二万七千トンから一万五千トン、真珠養殖でピーク時一万八千キロから六千キロ、生産額で三五〇億から百億円以下となっています。観光客も、スペイン村の開業で一時期七百万人を超えたんですが、今は四百万人前後です。

志摩市は、昔は「御食（みけつ）国」と呼ばれるほど水産物が豊かでしたが、英虞湾や的矢湾は、漁場環境の変化で生産性が低下しています。漁業者の所得も低下し、後継者も不足する。後継者が不足するから水揚げが減る、投資ができないので、新たな改革もできない。漁場環境の保全のために、陸上からの生活排水対策を中心に栄養化の防止や、海底に堆積したヘドロの処理など、生産性回復を図ろうとしたが、生産性の回復は依然として見られません。

図6は英虞湾の中の有機物の堆積状況を示したものです。湾奥部は真っ赤です。水質のCODは一九八五年から九〇年にかけて生活排水対策で、かなり改善がみられています。ところが海底に有機物を貯め込むシステムは改善されず、毎年赤潮が出ています。海底

の方から有機物の分解にともなう無酸素層が広がり、リンが溶出し、そのリンを栄養にして赤潮が出る。その結果アコヤガイが死ぬ。こういう状況が毎年夏に起こり、貧酸素水塊が沿岸に到達すると二枚貝やカキが全部死ぬ。海が真っ白になる青潮です。

的矢湾の最奥部の伊雑の浦では、三〇年前まで一面アマモが生えていましたが、ここ二〇年で全滅しました。昭和五〇年代はアオサが全域で養殖されていましたが、三百トン近く採れていたアオサ（ヒトエグサ）が三〇トンと一〇分の一です。量が少なくなっただけでなく、ノリ網一枚あたり生産性も五分の一です。

私たちは、水産業の生産性を回復するには魚が海のなかで育つ環境を守らなければいけないと考えています。そのためには生態系の安定や食物連鎖などの物質循環の円滑さを保全する必要があります。水産行政だけではダメで、高山さんがいわれた「政策統合」です。総合的に海の沿岸域を管理する体制をつくり、利用するともに環境保全のために積極的に海にかかわり、共生する。これを「新しい里海」と呼び、志摩市の政策として位置づけています。

その一つめは、「稼げる里海」です。川から出てきた栄養を海藻の養殖に使い、植物プランクトンになったら、二枚貝養殖で使う、さらに食物連鎖のなかで魚のエサ

「市長のリーダーシップで『稼げる・遊べる・学べる里海』を」 (うらなか)

た事業です。当事業では、環境保全活動に関わる主体を三つに分けました。一つは、海と直接関わっている漁業者や研究者で、海のエコクリエーターと定義しました。二つめは環境保全活動を実際に行っている学校の先生やボランティアの皆さんで陸のエコクリエーターとしました。三つめには、現在活動を行っていない無関心層ともいえる県民です。これらの三者の活動をそれぞれ盛り上げ、連携を促すのが事業の主な目的です。

現在、県庁スタッフが担当事業の三本柱は、ホームページを運営すること、環境保全活動の指導者を養成することにより海・陸のエコクリエーターの数と技術を向上させる活動を活性化すること、それから環境保全活動の指導者の皆さんと連携しながら県民の皆さんへの環境活動を実践することです。まず、皆さんが持ちの情報を「みえのうみ」ホームページに集めて、誰でも利用可能な県内の環境



浦中秀人さん

情報ネットワークにする。たとえば、英虞湾などの水質の自動観測ブイ（図4）を設置し、リアルタイムで公開しており、これをもとに漁業者の皆さんは養殖のやり方を変えたり赤潮を察知するだけでなく、県民の方が海のレクリエーションを行う際の参考にもなっていると聞いています。その他、環境のイベント情報、魚の食べ方情報、旬の魚の紹介といった、水や魚に親しんでもらうことにつながる内容であれば、どんな情報でも掲載しています。また学校の先生やボランティアの方がたが環境保全活動を行う際に必要なマニュアルやハンドブックを無料公開しています。月間九千から一万件ほどアクセスがあり、県庁でも人気のページとなっています。

次に、指導者養成講座を行って、地域で教えられる指導者を増やす。最終的には養成した指導者たちの相互連携を促進し、育ったリーダーが地域で生物観察会や講演会などがとうございました。では浦中さん、お願いします。

浦中 非常に小さな基礎的自治体として、志摩市が環境問題にどのようにとりくもうとしているかお話しします。

志摩市が目指す「新しい里海へ」という場合の「里海」とは、「漁

業と海の環境保全」というイメージが強いと思うのですが、海の利用は漁業だけではなく、海洋レクリエーションや海運など多様であり、また人と海のかかわりも、漁獲だけではなくて、排水処理、干潟や藻場の育成、産業のための活動にとどまらず、積極的な保全

座などの環境活動を進めてもらえるようにしました。

最後に、環境広報や環境の学習推進です。担当職員が学校に向向いて、生物多様性についての講座をしたり、直接自然を観察し、触れる機会を創出し、海で体験授業をする。毎年約千人の生徒さんを相手に担当職員が直接実施してきましたが、職員数に限界があるので、最近はいまだ育成した指導者の方がたにお願いするようになりました。県民に環境活動を浸透させる当初目的はほぼ果たしたと考えています。

ただ残念ながら、漁業者や研究者などの海のエコクリエーターと、環境ボランティアの皆さん、学校の先生方、県民との連携がいまだ充分ではありません。ここに課題が残されています。漁業と県民をどのように環境や食文化の部分でつなげるか、私たちに今後できることを考えているところです。

沿岸域の総合的な管理は志摩市が生き残るための戦略

浦中

志摩市の現状③(主要産業の状況)							
		1980	1985	1990	1995	2000	2005
水産業 fishery	海面漁業 coastal fishing (ton)	26,274	27,235	21,093	15,265	15,088	15,148
	真珠養殖 Pearl culture (kg)	9,219	18,470	16,298	11,399	5,993	6,109
	生産額 Amount of products (million yen)	24,352	30,324	35,421	22,308	14,695	10,049
観光業 tourism	入込客数 tourist (×10 ³)		4,880	4,671	7,332	5,493	4,173

水産業漁獲量は属人統計。

真珠養殖の生産額はピーク時の10分の1(160億円⇒15億円)に減少。観光客もスペイン村の開業で一旦増加したが、その後急激に減少。

志摩市の現状②(産業別従事者数)							
合 計	人数(人)	1980	1985	1990	1995	2000	2005
一次産業 Primary sector of industry	人数(人)	31,716	33,213	32,707	33,625	30,845	28,146
	生産額(百万円)	8,362	8,470	6,899	5,784	4,275	3,426
二次産業 Secondary sector of industry	人数(人)	26.4%	25.5%	21.1%	17.1%	13.9%	12.2%
	生産額(百万円)	8,426	8,936	9,049	8,230	7,673	6,447
三次産業 Tertiary sector of industry	人数(人)	26.6%	26.9%	27.7%	24.5%	24.9%	22.9%
	生産額(百万円)	14,928	15,807	16,759	19,631	18,897	18,273
生産額 百万円 (million yen)		47.1%	47.6%	51.2%	58.4%	61.3%	64.9%
市民一人当たりの分配額(千円)					154,000	137,000	
					2,286	2,292	

市民ひとりあたりの分配額は三重県内29市町のうち26番目。納税者一人当たりの所得は2,473千円(給与所得者2,579千円)。29市町のうち28番目。

志摩市の現状①(人口動態)							
		1980	1985	1990	1995	2000	2005
Population	合計 Total	63,065	64,222	62,859	63,035	61,619	58,225
	0～14歳	13,929	12,684	10,951	9,963	9,000	7,590
	15～64歳	22.1%	19.8%	17.4%	15.8%	14.6%	13.0%
	65歳以上	41,180	42,669	41,872	40,899	38,194	34,324
		65.3%	66.4%	66.6%	64.9%	62.0%	59.0%
三重県 Mie Pref		7,956	8,869	10,036	12,173	14,425	16,311
		12.6%	13.8%	16.0%	19.3%	23.4%	28.0%
全国 Japan		-	-	13.6%	16.1%	18.9%	21.5%
		-	-	12.0%	14.5%	17.3%	21.0%

人口は1985年以降減少傾向。高齢化も急速に進み、2010年の国勢調査では人口55,000人以下、高齢化率が30%半ばに？

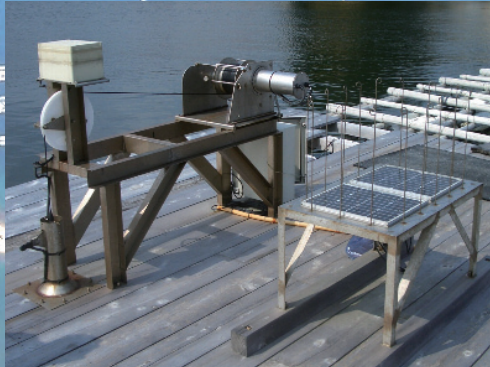


図4 自動観測ブイ



「稼げる、遊べる、学べる里海」というのが、市長が考えた志摩市の里海のキャッチフレーズです。利用する一方で藻場の造成や、干潟造成等、保全のための積極的な取り組みで里海を再生するのが、志摩市の「新しい里海」です。今までは海的环境という排水の濃度規制や総量排出規制が中心でした。そうではなくて海の生態系の安定や生き物の分布、その棲息空間、物質循環で入ってきた栄養のとりあげ方、つまり水産業は活発に行われているかなどを考慮した、新しい診断方法をつくっています。「英虞湾自然再生協議会」をつくり、地域の皆さん、漁業関係者や関係者を集まってもらい、意見交換会もしました。その他水産庁の補助事業で、漁業者が的矢湾で藻場の再生に向けてとくくん

になったら、沿岸漁業で捕る。こうやって「海を使って稼ぐ」。そして今までどおり生活排水処理をして、過剰な栄養が海に入らないようにする。二つめは「遊べる里海」です。循環ができれば沿岸に多様な生物が育つ。そういう生物を楽しむくみとして「志摩自然学校」をつくり、エコ・ツーリズムを展開しています。三つ目が「学べる里海」です。このしくみの継続のため人材育成が大切です。志摩市で環境を学べるしくみをつくり、干潟の観察会や市民による海の生物のモニタリングを進めています。

「稼げる、遊べる、学べる里海」というのが、市長が考えた志摩市の里海のキャッチフレーズです。利用する一方で藻場の造成や、干潟造成等、保全のための積極的な取り組みで里海を再生するのが、志摩市の「新しい里海」です。今までは海的环境という排水の濃度規制や総量排出規制が中心でした。そうではなくて海の生態系の安定や生き物の分布、その棲息空間、物質循環で入ってきた栄養のとりあげ方、つまり水産業は活発に行われているかなどを考慮した、新しい診断方法をつくっています。「英虞湾自然再生協議会」をつくり、地域の皆さん、漁業関係者や関係者を集まってもらい、意見交換会もしました。その他水産庁の補助事業で、漁業者が的矢湾で藻場の再生に向けてとくくん

で工夫する。それらの工夫が、竹内さんがいわれた自治体の果たす新たな役割ということになると思われま。もうひとつは、それぞれの権限をどう組み合わせるのかです。これは所轄する権限をトップがつなげるから可能となる。その意味で志摩市は、市長のリーダーシップが決定的です。三重県も志摩市も、水産の部局が資源管理や里海づくりを行っているのが特徴です。都道府県や市町村の組織内部での横連携をどう

COP10を機に新しい視点での総合的沿岸域管理を

COP10を機に新しい視点での総合的沿岸域管理を

討論

高山 政策統合で大切なのは、行政主体の役割分担の明確化です。国が責任をもった政策統合では、基本的な枠組を示してほしい。環境や生物多様性の重視については、大きな流れとしてはすでに了解された時代になり、さまざまな法律に「環境配慮」が組み込まれてきたにもかかわらず、時代遅れの法律が改定されていなかったり、司令塔になるべき枠組法が不在だったりします。枠組をしっかりと示せる手段は「生物多様性国家戦略」です。すでに三度の改定がされてきましたが、法的な裏づけはありませんでした。しかし二〇〇八年の生物多様性基本法の制定以来、法に基づく戦略になった。COP10で日本政府が議長国を務めたわけですから、これを受けて改定すると

でいます。これに地元の小中学校が授業で参加し、私たちが先生になって話をしています。埋め立てられた干潟の再生については、未利用となつていて農地の潮溜に積極的に海水を入れて干潟にもどして、英虞湾の浅場を回復し、浄化能力、生物の生産性をあげようとしています。

単に健康な海をつくるだけではなく、「稼げる」ことが大切です。ここでいう「稼げる」「学べる」「遊べる」は、外から人が来てくれるとか、ここで獲れたものを売るこ

県と市、国と自治体の縦割りを乗り越えるための法治主義的工夫を

前田

司会・前田 ありがとうございました。横の連携をどうつくるのかは、竹内さんがいわれた自治体の新しい役割、高山さんがいわれた縦割りを乗り越えるという論点にかかわります。

行政とは、憲法制定によって創出された権力分立した国家の議会が命じる権限を行使するものであり、その権限は大なり小なり国民や住民の活動を制限することから、最低限度の範囲で、法律で命じられた行政庁によって行使されるものとされ、この反面、議会が命じていない行政活動を行政権が新しく創造するなど、あまり予定されていませんでした。法治主義とは、正しい意味で縦割り行政を前提とした。その観点から、権力

とにつながる。「海を大切に志摩市といえは里海だ。だから志摩市に行ってみたい、志摩市のものを食べてみたい」という地域イメージをつくるのが、地域ブランドとしての志摩ブランドにつながると考えています。しかしこれを進めるには水産行政部局だけではダメなので、市の行政内部の横連携をどうつくるか、関係課を集めて案を作っているところです。市長は乗り気ですので、進むと思います。

を持った組織が「横連携」とすると、権限の濫用が警戒されます。

しかしそのようなタテマエは、市町村にいけばいくほど通用しません。生態系の破壊を目の前で住民目線で見ると、「法治主義だから権力は最低限度しか行使されない」と腕組みするわけにもいかない。これに自治体がどう対応するかが問われます。

この点、環境行政といっても市町村には、一般廃棄物での権限くらいしかありません。都道府県の環境行政となると、水や大気の規制権限を持っているので、逆になかなか行使しにくいことだと思います。そこで市町村は、手持ちのツールを使うか、あるいは法律や県条例に抵触しないところ

で直さないと、枠組だけ与えられても決められません。

竹内 枠組づくりは非常に時間がかかると思います。現在著しく進んだ高齢化や低レベルの水産資源など漁業がおかれた状況から見ると、それを待っているのは、漁業という産業自体がなくなるといいう危機感がある。私たちができることは、まず疲弊した漁業の現場を立て直すことが、逼迫した課題です。

縦割りをいかに乗り越えるか

高山 行うべきポイントは、漁業者と市民とをどう結びつけて政策に反映させるのかというところにあるそうです。具体的イメージはどうでしょうか。

浦中 海を保全しながら利用するしくみを計画中です。観光、水産など、相互にリンクしていなかったものを、互いの相関を意識して組みかえる。そこに行政と環境団体、漁業者も入って、地産地消を呼びかけたり、それを志摩の観光の目玉にしたりという意見を集めて観光政策をつくる。お客さんが来れば排水も増えますので、排水対策は担当で行う。それが政策の統合だと思っています。調整する部局がそういった意識を持って、各課をマネジメントする。

司会 アメリカでは、大統領の下で環境評価委員会が横断的にやっています。市長が音頭をとって、生物多様性や地球温暖化対策という価値を政策に入れるということに



図6 英虞湾の沈殿物と水質



体験事業で職員の話に、子どもたちの目も輝きます

りがいにつながります。最近に住民の方からの呼びかけにより海で活動する環境団体の横連携をつくる動きがある。これには、行政としても充分協力をしたいですね。

司会 市民の方たちと触れてみてどうでしたか？

竹内 学校に行く機会が多いのですが、どの学校にも、必ず生きものの好きがいて、ちよつとやさつとの知識では太刀打ちできないような、すごい子どもたちもけっこういる。私にとつ

てはちよつと希望かなと思います。それから、子どもたちから手紙がくるんです。ちよつとやる気になりますね。また、三重県には数多くの貴重な資源が残されています。小中学生の間に、一度は地域の自然を体験してもらう機会をつくり、先生たちは、生態系の重要さ、楽しさを楽しみながら、大切な情報を先生が子どもたちに伝える環境教育を定着してもらう。それが私の理想です。

浦中 地域のなかの指導者と学校とでネットワークをつくりたいです。竹内でできれば総合教育の時間に、地域のボランティアの人たちが環境のことを教えられるようにしたい。

司会 漁業者との関係では……。

竹内 大阪の漁業組合長さんが地域の人にクロノリ養殖の現場があることを知ってもらうため、市内各小学校に無償で配布し給食で食べてもらうとりくみをされています。松阪市内の学校の児童生徒が給食で食べているクロノリが、地元産地があるにもかかわらず県外産なのはどうもおかしい、ということが始まった自主的とりくみです。

高山 市民を巻き込んだ動きにしていくとする新しい動きですね。

竹内 桑名市の赤須賀漁協でも、地元産品を知ってもらうためのシジミを桑名市内の小学校へ配布しています。これらの活動が、漁業者の側から発案したことが、新しい動きだと思っています。それを行政がきちんと受け止めて、

そこに全国で数力所の都道府県が参加しています。最初は都道府県のとりくみとして申請することになったので、基礎自治体からの申請は当初想定されていなかった。市町村は、志摩市だけです。

司会 水産でやっているのですか？

浦中 他は環境サイドです。総合的な沿岸型管理にとりくんではいるのは、岡山県の日生地区と、沖縄県の竹富町です。竹富町は海洋基本計画をつくっていますし、日生では熱心にアマモの再生をやっています。

高山 県も部局を超えた強力な連携組織をつくらないと伊勢湾の統合管理が進みません。

竹内 みえのうみ事業は、開始当時は、三人の担当が水産、農業基盤、化学の出身という、もともと部局横断的な連携から始まっています。現在では水産技師だけで運営していますが、今こそ部局横断の視点が必要です。部署間の連携には、まずは人の連携が必要と考え、最近では、職員相手の自然に学ぶ研修をやってみました。堰や人口構造物の多い河川で、生きものを捕りながらよい川のあり方とは何か学んでもらう。

浦中 まず行政職員がしっかり理解する。職員は人事異動で部署が変わるので、ちよつと思いいある市民とはレベルが違つてひと言も言い返せないのが実情です。

司会 長の役割が重要ですね。



本文注釈
※ 1 三重県水産研究所の研究成果。

なるのでしょうか。

竹内 すでに滋賀県に琵琶湖に関する総合的な部局があります。

浦中 静岡県・浜名湖にもあります。海洋基本計画は責任官庁を国土交通省とする全府省共管で、各府省の横串を通すための海洋政策本部があります。志摩市は、単独の基礎的自治体として英虞湾と的矢湾のほとんどの海面をひとつの自治体のエリアで持っていますので、海面管理をしようと思えばできます。市長の思いもあります。リーダーは志摩市は市長がやる。伊勢湾は一市三県あるが、誰かがリーダーにならないと、縦割りとか横連携は、難しいと思います。

竹内 縦割りが解消されない大きな原因は、望ましい伊勢湾の姿が明確でなかったからではないか。伊勢湾が汚れていた過去があるので、窒素・リンの排出量の総量を規制すればよくなるという考えが主流でありました。しかし、窒素・リンの排出総量は減少したものの、豊かな伊勢湾はとりもどせていません。望ましい伊勢湾とは、窒素やリンがない海ではなく、窒素やリンの負荷があつてもそれを受け止める豊かな海であるという観点に切り替えるべきであり、着地点さえ共有すれば、前進も可能ではないかと思っています。

高山 窒素やリンを受け止める場が必要ということになると、干潟や藻場とか浅場をどれくらい増やすのかという政策になる。志摩市(※

1) ははつきりとその政策は打ち出しておられて、かつて農地として堰や堤防がつくられたところで利用されていないところは、干潟にもどそうとしています。ただ、これを進めていくと、農水省や県の他の部署の判断の壁にぶつかります。

浦中 これまでポリウムコントロールでやってきたものを、システムコントロールで環境保全を図る方向で、環境行政が大きく舵を切らないといけない。総量規制だけだったら、下水道と浄化槽のセクションが、各自個別に計画をつくれれば達成できるんですが、システム全部をコントロールしようとすれば単独部署ではできない。志摩市は、縦割り行政の問題について、スタート地点にたつたところ。たとえば、特区制度を活用する。海洋基本計画のなかで統合的沿岸管理 (ICM Integrated Coastal Management) を進めなさいとあるので、そのための各種権限や財源を自治体におろして、英虞湾をICM特区にする。対象となる海を交付税の算定基準に入れて、財源や海を管理するための、県の海面利用権限や環境保全権限を市におろしてもらう。

司会 志摩市のようなとりくみをしている自治体は他にあるのでしょうか。

浦中 里海に関しては、環境省が二〇〇八年から三箇年で里海創成支援モデル事業を実施していて、

政策に反映させて、自分が関連している生活者や業界の方がたにも返していく。基本的なことですが、ちゃんとやっていくのが重要だと思っています。

行政の専門職員の役割

司会 行政の水産に専門職の人がいて、それを住民が頼つてくるというのが重要ではないでしょうか。

竹内 直接担当が現場に出て、環境活動を行う団体や教員の方がたと人間関係をつくつたのは大きな成果です。

高山 生き物に対する専門性が市民との接点になつたのでしょうか。

浦中 最近では授業に呼ばれるようになって、地域で連携できるようになってきています。職員も外に出て、授業することで、自分自身が理解していないこともわかり、自分自身もスキルアップになる。

高山 市町村レベルで専門職の人はどれくらいいるのでしょうか？

浦中 水産の技術職は、県内では鳥羽と尾鷲と伊勢などにあります。地方分権で統合政策を市町村におろせといつても、今やられたらとてもじゃないけれども、職員の水準が追いつかないです。

竹内 人ごとおろさないと厳しい。

浦中 国とか県とかの仕事を下におろすのであれば、財源とともに人をおろして、県も人を基礎的自治体に出して、財源も出さないと厳しいですよ。

司会 ありがとうございます。

四日市市の公害防止協定

人文学部法律経済学科准教授

前田 定孝

まえだ さだたか

はじめに

四日市市は二〇一〇年度、市内四六企業との間で新たな公害防止協定の締結を進めている。日本では元来、環境汚染に対しては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく規制行政により、関係する企業に対して一律に対策がとられてきたはずである。これに対して協定とは、個別の企業との間での交渉を通じて、個別の条件を設定することによって、その目的を達成するものである。規制を超えて協定が必要とされるのはなぜか。

四日市市が締結した公害防止協定

四日市市が締結した公害防止協定の特徴の第一は、一方当事者である市に、大気汚染防止法などの法律上の規制基準設定、改善命令発出などの権限が存在しないことである。これらの権限は都道府県に配分されている。第二の特徴は、法律による規制値を上回る排出水準規制が、協定値としてかかることである。そして、協定値超過時には「直ちに応急の措置を講ずる」とともに、遅滞なく市に「その状況を報告」し、必要であると認めるときは、市は、「必要な措置を講ずべきことを指示

でき」、さらに「必要に応じて協定書に係る報告を求め、又は立ち入り調査をすることができ」る。第三の特徴は、オプションではあるが、協定値超過した場合に、違約金が請求されうることである。かかる公害防止協定とは、行政法学における元来の考え方とどのように整合するのであるうか。

環境行政とその限界

環境行政とは、経済活動にともなう副次的に発生する、人間の健康または生態系への否定的影響を、行政権が統制する諸活動をさす。公害とは、法的には、企業という私人が国家に先立つ権利として有する営業の自由を行使することによって、その負の外部効果によって、企業施設周辺住民に健康被害、すなわち国家に先立つ権利である住民の健康権等の侵害を行うものとして表現される。かかる人権相互間の対立を公権力が調整する場合、国民・住民の代表である国会・理解が制定した（すなわち国民や住民が間接的に定めた）ルールに基づいて行政が、必要かつ合理的な範囲で制限することになる。

これに対して協定の内容が、法律による規制値を上回る制限を「協定値」とし

て遵守を求めるのであれば、それは上記「必要かつ合理性」を超えた権利制限が、法律で明示的に権限を委ねられていない市との協定によって、排出企業に個別的に課せられる。この場合、企業と住民の利益を調整のうえで、企業側に必要最少限度の排出規制をかけるなどといったいかぎり、現実には周辺住民の健康被害はどんどん拡大する。自治体も、住民との密着度が強いほど、住民の健康被害を無視できなくなるため、法律上の権限を与えられていなくても、何かせざるをえない。かかる思考の結果編み出されたのが、法律上の権限を有しない市と企業との個別協定を通じた排出制限である。

公害防止協定の法的危うさ

それでは、かかる協定を合理的に正当化する理屈はないか。原田尚彦は、「公害防止協定は抽象的な公益のために市民の自由とりわけ精神や身体を自由を制約する警察作用ではな」く、「市民の環境上の利益を守りその生存を保障するために、事業者が経済的利益について任意か譲歩を求める環境整備ないし生存助成のための作用の一環である」から、「事業者のこうした特権的環境利用行為について協定で特別の制約を課しても、それは一般市民の自由の制約とはおのずから異なる」とした⁽¹⁾。この見解によって、衝突する人権の性質に照らして、行政の規制権限行

使基準の設定に裁量性を認める方向性が示された。

違約金まで取れるか

それでは、新協定の法的拘束力、報告義務づけ、および違約金条項の三点は、どう評価されるのであろうか。

国民や住民の代表が制定した法律に基づく規制が、私人間の権利利益対立を解消するのに「必要かつ最少限度」なものでなければならぬはずであるのに、協定値によって規制を受ける企業は、各個撃破的に不必要な「国家からの不自由」を強いられたと主張しうるのかどうか。そこでは、法定の基準を上回る規制が、双方の合意によって可能となるのかが問題となる。

この点、四日市市の担当課からは、契約であるから錯誤、詐欺または強迫が存在しないかぎり有効であり、協定締結段階で相手方企業と相当慎重に交渉を行ったため、有効であるとする回答があった。今後の司法判断に委ねられるものの、その締結の手続における対等性および、実定法上の規定との関連での強行法規性などが問題となろう。

この点、福岡町産業廃棄物処分場公害防止協定事件最2小判2009年7月10日判時2058号53頁は、使用期限の設定につき、廃棄物処理法には「知事の許可が、処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を

課すものではない」こと等を理由に、使用期限を協定で設定することは「処分業者自身の自由な判断で行える」とした。四日市市の場合は、たしかに法定値を上回る協定値の設定は、精神や身体を自由を制約する警察作用ではなく、詐欺、強迫、錯誤にいたらない場合は、「業者自身の自由な判断で行えること」のようにも思われる。

民主主義的協定締結プロセス

また、協定の真の権利主体とは誰なのか（すなわち当該協定が「第三者のためにする契約」（民法537条）と解する余地があるのか）どうかの論点があろう⁽²⁾。しかしながら、住民といつても、企業施

設の関係者もいれば、被害住民もいる。行政はかかる利害を、いかなる手続で調整するのであろうか。この点につき、磯野弥生は、公害防止協定が「地域ルールとして機能するためには、地域構成員たる住民が内容を了知していること」を要請する⁽³⁾。

そんな権限、誰が認めたのか

さらに、国家・自治体が、人民の憲法制定によつて創出されたとすれば、国民が命じた権限以外の行為を行政が裁量で創造できるのかも疑問である。国家形成の以前から行われてきた諸活動を保障する天賦不可譲の権利と、国家成立後の自治体の権利と

を同列に論じるわけにもいくまい。

この点、四日市市は、事業者が市町長との協定締結に努力することを求めた三重県環境基本条例五条五項を根拠としている。しかしながらこの規定はあくまでも事業者が努力を促すものであって、市町村の権限を委ねるものでもない。さらに県条例で市町村の権限を創出することができるとも思われない。

おわりに

環境行政は、日本では資本主義の生産力拡大の負の側面として要請されるようになった。これを伝統的な法治主義との間で整合をとりつつ、住民目線で問題解決を

資料

四日市市と四日市市内企業との間のモデル公害防止協定書（抄）
四日市市（以下「甲」という。）と【 】（以下、「乙」という。）とは、公害の防止について以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の企業活動にともなう発生する公害を防止し、持って地域住民の健康を保護し、生活環境の保全に努めることを目的とする。

（協定値超過時の措置）

第4条 乙は、前条第1項に違反していると認められたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けた場合において必要があると認めるときは、乙に対し、公害の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講ずべきことを指示できるものとする。

3～4 略

（事故時の措置）

第5条 乙は、公害を発生する恐れのある施設及び公害の発生を防止するための施設（以下、「施設等」という。）において、故障、破損等の事故が発生し、これにより地域住民の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生じる恐れがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

2～3 略

4 乙は、第一項に規定する報告を行うとともに、必要に応じて原因及び再発防止について甲及び周辺住民等へ伝達するものとする。

7条 甲は、乙に対し必要に応じて協定書に係る報告を求め、又は立入調査をすることができる。

公害防止協定附属書

（協定値）

第1条 公害防止協定書第3条第1項に規定する協定値は、以下のとおりとする。ただし、別途計画書に定める非定常状態を除くものとする。

（1）大気汚染

①総量規定

項目	協定値	法規制値
硫酸酸化物排出量(Nm3/h)	52	126.20
窒素酸化物排出量(kg/h)	200	240.83

②濃度規制(規模排出ガス量(湿り)2万Nm3/h以上のばい煙発生施設、施設毎)

ばい煙発生施設	協定値	法規制値
	(Nox, ばいじん)	(Nox, ばいじん)
排ガス燃焼炉	180, 0.050	250, 0.080

③有害物質(窒素酸化物を除く排出基準のある使用物質)

ばい煙発生施設	協定値	法規制値
廃ガス燃焼炉	180, 0.050	250, 0.080
ボイラー	100, 0.075	150, 0.150
ガスタービン (助燃バーナー不使用時)	35, 0.020	70, 0.040

（2）水質汚濁

以下略

以下は、事業者との協議の上、必要に応じて明記する。

（協定値超過時の措置）

第2条 甲は、乙から公害防止協定書第4条第1項の報告を受けた場合、周辺への環境影響の拡大など考慮の上、公表することができる。

（違約金）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し違約金として金10万円を請求することができる。

以下略

海をめぐるローカル・ルール

人文学部研究員・社会学

伊勢湾・答志島の調査から

竹峰 誠一郎

たけみね せいいちろう

はじめに

生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が昨年名古屋で開催された。同条約には「伝統的な生活様式を有する先住民社会と地域社会の知識・工夫・慣行を尊重し、保存・維持すること」が、8条1項でうたわれている。地域社会とは、ローカル・コミュニティの訳語で、地方自治体ではなく、より小さな社会単位を指す。

ローカル・コミュニティとして集落に本稿は目を向ける。三重県内の答志島での現地調査を踏まえ、集落ごとにローカル・ルールをつくり、海を利用・調整している姿をみつめる。自然の恵みを絶やさないよう、地域社会の知識・工夫・慣行が内包されていることがそこから見えるだろう。

三つの集落からなる答志島

答志島は鳥羽市にある4つの有人離島の一つで、伊勢湾の湾口部に浮かぶ。島は東西約6キロ、南北1.5キロに広がり、面積は7平方キロ弱で、周囲26.3キロにおよぶ。2008年12月末現在、2721人（住民基本台帳）が暮らす県内最大の離島である。

答志島へは、鳥羽駅からほど近い佐田浜港から市営定期船が運航されている。答志島は「桃取」「和具」「答志」の三つの集落からなる。集落ごとに濃淡はあるが、島の中心に漁業がある。「漁業がもうからないと島の経済が成り立たなくなる」と共に、漁業は生活や文化、あるいは住民自治の柱にもなっている。

鳥羽市の市街地に最も近い集落は桃取である。定期船で揺られること約10分、あつという間に到着する。島の西側一帯に広がる集落で、258世帯、808人が暮らす。桃取は、冬場は風が強く漁にでられない日もあり、かつては半農半漁で生活を立て、田んぼもあった。現在漁業が占める割合は、島内の他の集落と比べやや低いものの、それでも漁業の個人経営体は87戸（2008年漁業センサス）を数える。およそ3世帯に1世帯が漁業を営んでいる。15年ほど前から牡蠣養殖が始まり、「桃こまち」の名で売り出し中である。

漁業以外では、市街地に近いため、定期船で通勤している人も少なくない。定期船には毎朝、高校生と共に、中学生も乗り込んでくる。島内に答志島中学はあるが、桃取の中学生は、島の外の学校に通う。桃取には、島内の他の集落とは違う独

る荷車「じんじろう車」、「看板がない豆腐屋さん」など、島の生活にまつわる話を交え、路地裏散策は進む。

桃取、和具、答志は同じ島にある集落であるが、それぞれの集落に個性がある。魚のセリも、集落ごとに開催時間ややり方が異なる。和具と答志の入札に両方参加している地元旅館の若女将は、「人種が違うとは思わな

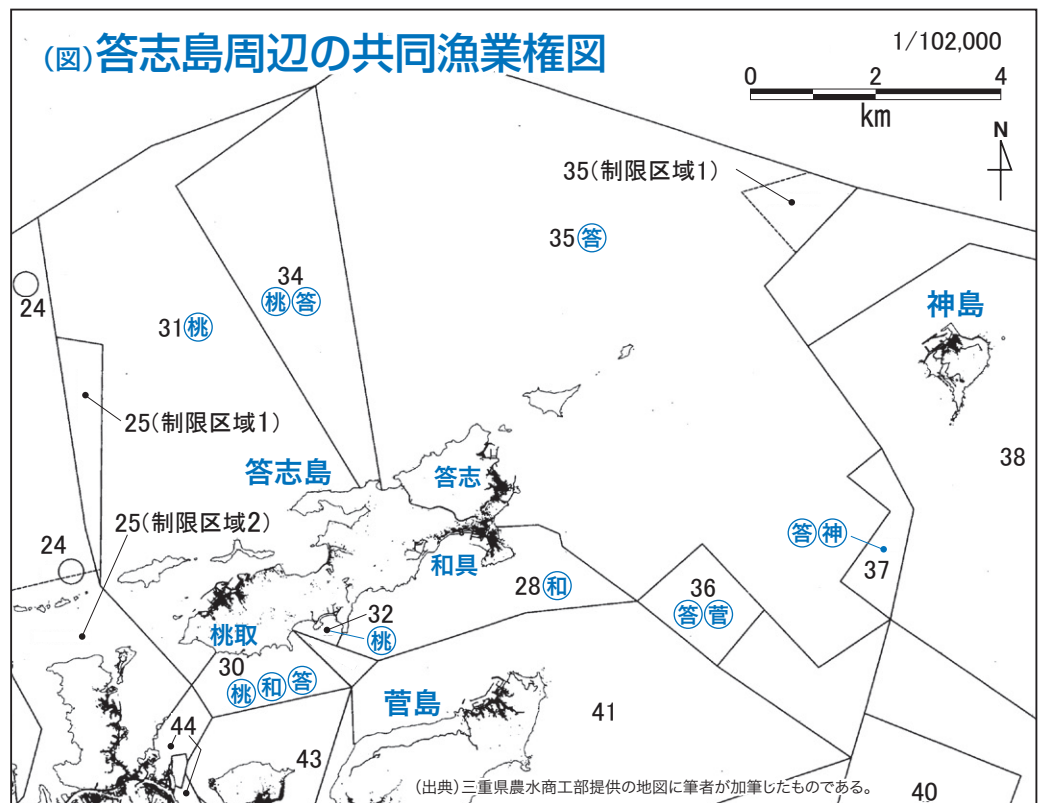
いが」と前置きしたうえで、「答志はセリのスピードが速い、和具はのんびりやっている」と語る。また和具と答志は、個人別入札であるが、桃取は共販入札を採っている。

漁業権の設定

それぞれの集落の前に広がる地先の海には共同漁業権（以下、漁業権）が設定されている。「漁業権は、物権とみなし、土地に

関する規定を準用する」と漁業法23条に規定されているが、地先の海は、個人単位で分割し所有しているのではない。個人が自由に売買できるものではなく、共同で利用調整されている。漁業権は歴史的な海の入会慣行の上に成り立っている一面をもつ。

答志島の漁業権の設定状況は左図のとおりである。桃取は、31号と32号の漁場を単



特な言葉づかいが残っており、「くたもれ」という平安時代の言葉が今も残る。「桃取顔」といった具合に、島内の他の集落と比べ、顔にも特徴があると言う。気質は後で述べる答志集落と対比させ、「穏やか」と評される。

島の東南側には、和具の集落が広がる。定期船に揺られること15分あまり、和具浦とも呼ばれるこの集落は、旅館が多く集まり、天然温泉も出る。167世帯、544人が暮らす。島内の三集落の中で一番小さな集落である。

漁業の個人経営体は75世帯で、約45%の世帯が漁業を営む。他に観光業が島の中で最も盛んな集落である。2月から4月にかけては、ワカメが収穫時期を迎える。採れたてのワカメを窯でゆでる光景は、磯の香りを運び、環境省のかおり風景100選に選ばれる。生ワカメはその場で買い求めることもできる。

和具という名は、住所表記上は実存しない。隣の答志集落と同じ、鳥羽市答志町が住所表記である。答志小から答志中へと、和具と答志の子は、同じ学校に通う。答志の集落までは、歩いて15分あればたどりつく。

しかし祭りをはじめ行事が違う。漁法も違い、サワラは答志では網で採るが、和具では一本釣りをする。答志とは「人種が違う」と、ある和具の漁師が語るほど、答志と和具は明確に区別される。

独でもち、30号を和具と答志、34号を答志と、それぞれ共同でもっている。海に線が引かれているわけではないが、「GPSを使わなくても境はわかる」と、ある桃取の漁師は語る。「目印になる山を見てわかる」と言う。山あてである。

和具は28号の漁場を単独でもち、30号を桃取と答志と共同でもっている。和具は漁場が狭いため、漁業権外にも出ていき一本釣りを行なう。一本釣りは自由漁業で、漁業権の有無に関わりなく自由に釣れるからである。「遠州灘の方まで行くことはある。・・・午前2時に出て、4時、5時ごろついて、12時ごろ戻ってくる」とある和具の漁師は語る。

答志は、広大な35号の漁場をもつ。併せて30号は桃取と和具との共同、36号は隣の菅島との共同で、また37号は神島との共同で、それぞれ答志は漁場をもっている。内湾だけでなく、外洋にも答志の漁場は開けている。

海女漁にみるローカル・ルール

利用するそれぞれの漁場には共同漁業権と共に、ローカル・ルールが設定されている。集落の漁協ごとに地区集会所が開かれ、漁業操業等決議事項が取り決められている。和具の海女漁を中心にここでは紹介する。

「海女漁業 7月5日（日曜日）3日潮から盆まで」と、「平成21年度地区集会所漁業



和具から定期船でさらに5分あまり行くと、島の東側に、答志の集落が広がる。335世帯、1369人が暮らす、島の最大集落である。漁業の個人経営体は143世帯で、約43%の世帯が漁業を営む。

答志集落には寝屋子制度が今も息づく。寝屋子とは、一家の長男が中学卒業後、「寝屋親」と呼ばれる他人の家の一室で、同年の長男たちと寝泊りする習慣である。「地域の団結を高め、漁業を継承していく」社会教育の機能が寝屋子制度にはある。まとまりの良さは島随一、いや県内随一とも言えるかもしれない。「いい意味で地元が上手に団結して要望し、（市や県を飛び越えて）国からダイレクトに予算を採ってくる」と、鳥羽市で離島振興を担当する職員は語る。若い漁師が育つ土壌が答志集落にはある。

どこの漁村もそうだが、とても車が入れない、迷路のような細い路地が縦横に走る。路地裏を観光会社ではなく、島の人が案内する、「島の旅社」主催の路地裏つまみ食い体験は好評である。民家の壁や船に墨で書かれた「八」の字、狭い路地で大活躍する

さらに「操業期間はタカの磯7日間、沖の磯5日間で1日ふたかずけ操業する」と決議事項に明記されている。磯にはそれぞれ名前がつけられている。地図に載っているのではなく、集落の人が呼ぶ名である。「1日ふたかずけ」というのは、「1日2回」ということである。

つまりタカと呼ばれる磯に潜れるのは、1年間で、7月5日から盆までの間で、しかも最大わずか7日間しかないのである。加えて1日あたり2回までと潜水の回数が制限されている。さらに操業決議事項に明記されていないが、1回あたりの潜水時間は90分までと時間の制限もかけられる。操業時期だけでなく、日数と回数、さらに時間を取り決められ、幾重にも海女漁には制限がかけられている。

決議事項の海女漁業の欄の最後には、「21年度からウェットスーツの長そでは着用してよい。又、厚さは自由とする」と太字で記されている。「潜るときは半そでウェットスーツだった。長袖をOKにした」と、和具の漁協のリーダーである支所長は語る。着る服も最近まで制限があったのである。

決議事項には書かれていないが、漁場の中に禁漁区が設定されている。繁殖の



場所だからである。「そこからはみでてきたものを拾う」と、支所長は表現する。漁業権をもっている

でも、海女さんは自由に潜っているわけではない。ローカル・ルールに従い漁は営まれているのである。

これら厳しい制限を伴うローカル・ルールは言うまでもなく、採り尽くさないためである。「徹底してきっちりやっている。地元の人に頼んで監視員を配置している。自分たちの漁場を守るため」と、支所長は説明する。限りある自然の恵みを次世代と分かち合う機能が、ローカル・ルールには内包されている。

幸運なことに、2009年8月、和具の海女漁をこの目で見る機会に恵まれた。朝6時ごろ、和具の集落一帯に、島内放送が響く。海女漁のくちあけを知らせる放送だ。くちあけとは、磯のくちがあくことで、禁漁が解かれ、漁が解禁されることを意味する。くちあけをするか否かは、選挙で選ばれた海女の代表らが集い、協議して決める。天候や潮の状況はもちろんのこと、冠婚葬祭などが考慮される。極力全員が行ける状況のとき、くちあけ

が宣言されるのである。

待ちに待ったくちあけだ。朝9時に一斉に漁は始まる。朝8時半ごろから港に集まってくる。小型船に乗り1台、1台、それぞれのポイントに散っていく。女性だけでなく、男性もいる。夫婦船や、家族総出で出漁する姿も見られる。アワビ、サザエ、ウニなどを採るが、クロアワビが最も値がつく。寸法を測り、規定より小さいものは、海に戻す。90分経つと一斉に港に戻ってくる。海女小屋に散り、火をくべ冷えた身体を温める。90分の休憩のち、再び2回目の漁に向かう。

見てきた海女漁は、海をめぐるローカル・ルールのほんの一例である。海女漁だけでなく、ナマコ、タコ壺、ワカメをはじめ、漁法に応じたローカル・ルールが和具ではそれぞれ設定されている。

暗黙のローカル・ルール



隣の答志の集落にも当然ローカル・ルールがある。海女漁では和具とは異なる答志独自のルールが設定されている。答志集落の前に浮かぶ無人島小築海島（こずくみじま）は、

年に1度だけ海女漁のくちあけが行なわれる。答志では、バックフィッシュ運動がとりくまれ、三重県の統一規定より厳しいサイズ規制が設定されている。子どもたちから島の漁業者へ「未来の大漁のために小さな魚や貝はとらないで」とのメッセージが込められた「アワビの歌」が、答志の子たちの間で歌い継がれ、稚魚稚貝バレードで毎年披露される。

桃取にも禁漁区がある。アサリ漁はこの禁漁区の規制からは除外されているが、そもそもアサリ漁は1月から2月の大潮のときだけくちあけとなる。黒のり、伊勢エビ、一本釣り、ワカメ、タコ壺、かきなど、魚種ごとに研究会が設けてあり、年1回要望が集約され、海の利用調整が測られている。「暗黙の了解、当たり前」のルールがあるからな」とも、桃取の漁協の支所長は語る。「例えばと言っても当たり前すぎて、わからない」と考えた末、「ひじきはかるもので、根は取らない」、「小さい魚は逃がす」など、支所長の口から暗黙知化されていたローカル・ルールが、いくつか紹介された。

おわりにーローカル・ルールから学ぶ

伊勢湾に浮かぶ離島でしかはじめは見えなかった答志島であるが、調査を重ねるうち、集落とそれぞれの個性が垣間見えてきた。答志島が鳥羽市に編入されたのは、1954年の昭和の大合併にさかのぼる。漁協合併が進み、鳥羽磯部漁協の管轄下に

いずれの集落も置かれている。答志島和具町という住所は存在しない。それでも桃取、和具、答志という三つの集落が、同じ島にありながらもそれぞれの顔をもっている。それぞれの漁協（合併し、現在は漁協支所）が核となり、住民自治が営まれていることは実に興味深い。

集落の自治を育んでいるのは、それぞれの地先の海である。地先の海は漁業権が設定されている。外者には視えないが、それぞれの漁場にローカル・ルールが設定され、各集落の漁協が主体となり、海の利用調整が測られている。ローカル・ルールは、漁業操業等決議などの形で、明文化されているものがあるが、それだけではない。暗黙知がローカル・ルールの世界には無限に広がる。

ローカル・ルールは環境保全を前面におしだした取り決めではない。しかしそこには自然の恵みを採り尽くさず次世代に引き継いでいく知識・工夫・慣行が内包されている。私たちの足元に、三重県内にも、自然の恵みを次世代に引き継いでいく知識・工夫・慣行は息づいているのである。

海の「環境再生」を図るうえでは、国や地方自治体、企業あるいはNGOだけでなく、地域社会の集落という単位に目を配ることが不可欠である。各集落で培われてきたローカル・ルールへの理解を深め、学びとる姿勢が、実行性ある海の「環境再生」に向け求められる。

三重の文化と社会

伊勢市・三重県の研究

はじめに

三重大学大学院人文社会科学研究科の授業科目「三重の文化と社会」がスタートして、今年度で10年目になる。本科目は、三重の文学・歴史・思想・社会・地理・環境・地方制度・地方自治・地域産業と経済などを総合的に考究し、地域の文化と社会の特色を明らかにすることを目的とし、毎年、県下の市町村から1つを対象地域に選んで実施する。本科目の特色は、大学院生が自らその地域に関する研究課題を設定し、フィールドワークを行うことで、実践的に調査・研究能力を養うことができる点にある。また3年前からは、こうしたフィールドワーク型の研究に加えて、県内全地域を対象として、主に文献・資料をもとに調査・研究を行う文献型の研究も展開している（本年はフィールドワーク型研究のみであった）。三重大学では、学生の主体的な問題発見・解決能力を涵養するPBL教育

を推進しているが、本科目はPBLを導入した特色ある大学院教育として開設されている。同時に、大学院生が調査を通じて地域の人々と交流し、また現地発表会を行って研究成果を地域に還元するなど、大学の地域連携、地域貢献の一助となることを意図していることも、本科目の特色の一つである。

昨年度までの香良洲町、紀伊長島町、亀山市・関町、志摩市阿児町、伊賀市、鈴鹿市、松阪市、四日市市、津市に続き、本年度は伊勢市を調査対象地域とした。例年どおり、今年度も月1回程度の研究発表を基本としつつ、6月には予備調査としてジェネラルサーベイを実施し、受講生各自の研究テーマや研究方法を明確にした。9月には現地合宿を実施し、受講生が各自の研究の進捗状況を報告するとともに、大学院生・教員間の交流を図った。その後も、大学院生が独自に現地での聞き取り調査や資料収集を重ね、指導教員の指導のもと、研究発表や討論

を経てまとめあげた成果が、以下に掲載する研究報告である。

なお、現地でのジェネラルサーベイや調査実施にあたっては、伊勢市役所の各課の方々、関係諸機関・団体、市民の皆様にも多大なるご協力をいただいた。とりわけ、伊勢市財務政策部行政経営課の西要一様および伊勢市情報戦略局行政経営課の濱地直樹様には、ジェネラルサーベイでの各課・機関へのコーディネートをはじめ、本科目の円滑な遂行のために多大なるご助力を賜った。本科目は、地元の方々のご協力なしには成り立たないものであり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

科目担当教員

森久綱（人文学部准教授）

ティエリー・グットマン（人文学部准教授）

伊勢市・三重県の研究／成果報告会

2011年1月29日（土）の午後1時より、伊勢市小俣図書館2階ホールにおいて、「伊勢市・三重県の研究・成果報告会」が開かれました。本年度からシンポジウムと研究成果報告の2部構成となり、シンポジウムでは「歴史を活かした町づくり」をテーマに行政・研究者のそれぞれの視点から問題提起がなされ、研究成果報告では、学部生4名、大学院生4名が、10ヶ月にわたる各自の研究成果を報告しました。当日は地元の方を中心に20名（発表者・関係者を除く）の参加がありました。シンポジウム及び研究成果報告に、地元の方々が興味深く耳を傾けてくださいました。予算審議で多忙な中、伊勢市長をはじめ市職員の方からも励ましの言葉を頂くことができました。地域に学び、地域と交流することの重要性をあらためて実感した有意義な報告会となりました。なお当日は、報告書「伊勢市・三重県の研究」（A4版）が参加者に配布されました。

度会郡古代交通路の再検討

―宮川下流域の開発状況の分析から―

江草 由梨

I はじめに

伊勢国度会郡には奈良・京都の都と伊勢神宮や志摩国とを結ぶ交通路が設けられていたといわれる。交通路の探求は、当時の社会の情報伝達網を解き明かすことになる重要なテーマである。

そこで本稿では伊勢市周辺の遺跡の成立・展開過程に重点を置いて、古代官道の位置を再検討することにする。

II 伊勢市周辺遺跡の展開

交通路を分析する前に、まず伊勢市周辺、とりわけ宮川下流域の古墳及び集落跡などから、当該域の開発・展開状況を確認しておく。

弥生時代の始まりと共に宮川左岸の自然堤防上に米作りを営む集落が成立する。この田園風景を一変させたのが、五世紀後半に宮川河口部に出現する高ノ御前（たかのござん）遺跡（●1）である。当遺跡は伊勢湾の海上交通の拠点津として倭（ヤマト）王権が地域支配のために打ち込んだ楔であった。遺跡からは新しい食文化の到来を示す伊勢国域ではじめて生産された須恵器が出土する。同



図1 宮川下流域周辺の遺跡変遷図

は放棄され、これに代わるかのように後の伊蘇郷の中心部に殿垣外（このがいと）遺跡（■3）が成立する。殿垣外遺跡からは都から運ばれた可能性のある暗文土師器等が出土し、公的な港としての位置づけがなされていたと考えられる。また『太神宮諸雑事記』によれば、大神宮司の「伊蘇館」の置かれていたところだとされる。

八世紀に入ると殿垣外遺跡と共に対岸に同様の性格をもつ高向（たかぶこ）遺跡（■4）が成立し、宮川の両岸に官衙的な性格を持った港が成立する。さらに九世紀に入ると、左岸に小御堂前（こみどうまえ）遺跡（▲5）が成立し、当該地が依然として宮川河口部の核であったことを示す。

III 度会郡の古代官道と支路

1 古代道とその先行研究

歴史地理学の足利健亮氏は、伊勢市小俣町に残る「有示道下（うじみちした）」という地名が有爾中集落とを繋ぐ道の異称「有尔道下（うにみちした）」ではないかと指摘し、斎宮中央付近の竹神社から南下して有爾中を通り、東に転じて「有示道下」を通過して離宮院へ至る道を復元した。

杉谷政樹氏は史跡斎宮内の古道の状況から足利説を否定し、古道が斎宮内を通過し、東進しているとした。その後、奈



図2 斎宮周辺古道想定図

田郷宇羽西村（旧度会郡小俣町）に移転したとされている。平安時代初頭に移転した離宮院の位置を「古代官道」とする根拠をいずれの説も明記していない。

2 飯高駅以东の東海道支路

そこで他のルートの形跡を確認するべく、斎宮以东の交通路について再検討するため、明治末年作成の仮製地図や戦後の航空写真を見直してみた。すると明野周辺から東に伊蘇郷の野依・磯集落を繋ぐ直線道（以下伊蘇道）と明野集落から野依集落の北部に位置する植山集落に繋がる道（以下植山道）の存在を確認した。植山道の路線上には高ノ御前遺跡があり、伊蘇道の路線上には殿垣外遺跡や小

御堂前遺跡、丁塚古墳などの重要な遺跡が多く存在している。さらに、野依・磯集落内には伊勢神宮の元宮「磯宮」であるという伝承がある磯神社が鎮座している。伊蘇郷には磯部氏が分布し、海産物を収取する氏族として知られている。

また、殿垣外遺跡での大規模な掘立柱建物や東・西に廂のつく特異な建物、暗文土師器や緑釉陶器の出土は、『太神宮諸雑事記』にみえる大神宮司の「伊蘇館」との関係を推測させる。

明治仮製地図や航空写真で確認できた直線道は、遅くとも八世紀には飯高駅（松阪市駅部田町付近）から東進し、斎宮を通過して直進する道の延長部であり、七世紀には宮川下流域の重要な港として機能していた「磯」と直結することが明確になった。

「伊蘇道」こそが後の外宮・内宮・志摩国とを結ぶ東海同志摩支路であったのではないだろうか。

IV 離宮院と古代道

次に東海道の駅家である度会駅と離宮院との関係について確認しておく。離宮院とは、伊勢神宮三節祭（六・十二月の月次祭と九月の神嘗祭）に奉仕するため参向した斎王が利用した宿泊施設である。

離宮院は斎王の離宮であると共に、大神宮司の政庁（御厨）と度会郡の駅家（駅

使院）という三つの機能を備えていたと推定されてきた。しかし度会駅家に関しては、岡田登氏が延喜式に規定されている度会駅家は伊勢市吹上付近にあり、離宮院内の駅使院は度会駅とは別物で、参宮駅使のための宿泊施設であると指摘した（岡田一九八九）。

『園大暦』や『神宮雜例集』によると、離宮院は外宮の眼前に位置していたものが、宮川の対岸に移転したとされる。その意図は明らかでないが、この離宮院の移転によって宮川下流域の交通路は変更せざるを得なかったはずである。

八世紀末には鈴鹿駅→市村駅→飯高駅→斎宮→伊蘇道→度会駅（第一次離宮院付近）というルートを探っていた官道が離宮院の移転により、物資集積の港である「伊蘇ルート」と、政治的・宗教的な「離宮院ルート」に分化する。平安時代に入り、伊勢神宮の勢力拡大と共に伊蘇の重要性が薄れ、「離宮院ルート」に一本化されたのではなかろうか。

V おわりに

これまでの研究では、斎宮以东の官道は史跡離宮院を通ることを前提として、考えられてきた。しかし、小俣町に存在する離宮院は延暦十六年に移転してきたものであり、移転する以前の道が必ずしも小俣周辺を通過して宮川を越えていたのかは定かではなかった。

良古道の延長上から丁長（ちよなが）遺跡の道路痕跡が見つかり、杉谷説が証明された。また斎宮から移転後の離宮院へのルートに関しては、『治承元年公卿勅使記』治承元（一一七七）年九月十四日条に記される「筒丘・「油多野」の地名から、前者を大仏山丘陵に、後者を小俣町の湯田及び湯田野一帯に比定し、この地を通るものとした。

先学が指摘する想定ルートをみると、途中のルートは異なるもののそれらすべてが、第二次離宮院へ至るルートを採用している。しかし離宮院は延暦十六（七九七）年に度会郡沼木郷高川原（現伊勢市宮後町月夜見宮付近）から同郡湯

拙稿によれば、山陽道では駅路は陸上交通だけでなく海上交通や河川交通の三交通が結節する地点を考慮して造られていることを明らかにした。宮川下流域の交通路についても同様に東海同志摩支路と伊勢湾交通の港（高ノ御前遺跡）、宮川渡河地点の港（殿垣外遺跡、小御堂前遺跡）を包摂する伊蘇道が用いられていたのではないだろうか。

これらの港は度会駅に付属する施設であった可能性も十分あると考えるがこの点については、今後課題として追究していきたい。

参考文献

- 岡田登「伊勢国度会駅家所在地考」『創設十周年記念皇學館大學史料編纂所論集』皇學館大學史料編纂所、1989年
- 鎌田純一「伊勢神宮創始についての一試論」『古代文化』第26巻第11号、1974年
- 皇學館大學考古学研究会『伊勢市とその周辺の古墳文化』皇學館大學考古学研究会報告Ⅱ、1992年
- 杉谷政樹「古代官道と斎宮跡について」『研究紀要』第6号、三重県埋蔵文化財センター、1997年
- 中村修「伊勢部と磯部」『続日本紀研究』第388号、2010年
- 江草由梨「山陽道駅家の機能に関する一考察」『三重大学提出卒業論文』2010年



図3 明治25年頃の度会郡伊蘇郷周辺図（地図資料編纂会編『正式二万分一地形図集成』中部日本2、柏書房、2002年より抜粋後加筆）

古代伊勢の葬送

―昼河古墳群の考察から―

松本薫

I はじめに

現代の日本では火葬が一般的であるが、かつての日本は土葬が主であった。古墳時代と呼ばれる3世紀から7世紀では、各地の権力者により墳丘を持つ巨大な墓が築造され、玄室と呼ばれる墓室に棺や遺体を納める土葬が行われていた。一般的に火葬の開始は8世紀からとされる。

今回は伊勢市に所在する昼河古墳群に注目する。昼河古墳群は6世紀から7世紀末の古墳時代後期にあたる古墳群で、埋葬方法として直接木棺を墓壇に納める木棺直葬と墳丘に横穴をあけて追葬を可能にした横穴式石室と横穴式木室がある。古墳は大きく分けると墳丘と墓室とで構成され、埋葬形態として前者の木棺直葬は竪穴系、後者の横穴式石室と横穴式木室は横穴系と呼ばれる。全国的に6世紀に入ると竪穴系から横穴系へと転換していき、横穴式石室が全国に普及するのに対して横穴式木室は全国で72例のみである。また、昼河古墳群の横穴式木室は全体で40%弱にしか見られない、墓室

に火がかけられた火化された横穴式木室である。

全国的に珍しい横穴式木室と、その横穴式木室を内包する昼河古墳群について考察をし、なぜ昼河古墳群に横穴式木室が作られたのか考えていく中で、古代伊勢の社会についても考えていきたい。

II 全国の横穴式木室

現段階では全国で72例の横穴式木室を確認している。旧国別に見ると、河内1、和泉11、摂津3、伊勢6、遠江42、近江2、丹波3、播磨4である。このうち火化されたものは、河内0、和泉6、摂津2、伊勢4、遠江11、近江2、丹波0、播磨4となり、全体で27例である。火化されたものは全体の40%弱と珍しい事がわかる。

横穴式木室は6世紀初頭に遠江で初現している。6世紀前半には遠江と伊勢で分布が広がり、6世紀中ごろには近畿にも広がっていく。その後衰退していき、7世紀に入ると遠江では造ら

IV 昼河古墳群周辺の地域社会

昼河古墳群では6世紀初頭から当該地域において伝統的な葬法である木棺直葬が行われていたところが、6世紀末から7世紀初頭になると新たな葬法として横穴式石室と横穴式木室が採用された。この時期は全国的には横穴式木室の衰退期にあたり他地域ではほぼ築造されなくなる。にもかかわらず、昼河古墳群では同一古墳群の中で4基も築造されて、火化も行われた。ではなぜこの時期に昼河古墳群では横穴式木室が多く作られたのだろうか。

昼河古墳群周辺には約180基の古墳が確認されており、その中には王権と

れなくなり全国的にも少なくなる。7世紀代は終末期であり、7世紀末に昼河古墳群の追葬と火化で終焉を迎える。火化は6世紀中葉に初めて行われ終末期まで続けられる。

横穴式木室を柱の構造に注目すると、A～Hの8つのタイプに分けることができる。

構造のタイプは時期別ではなく地域ごとに差異が見受けられ、伊勢を境に東と西で異なるようである。最も簡易な造りのタイプG、Hの横穴式木室が6世紀初頭に遠江で作られ、それらのタイプに主柱穴や柱穴を加えてより丁寧でしつかりとした構造にしたタイプA、Bが続いて作られる。タイプG、HはタイプA、Bに取って代わられるのではなく、平行して同時期に作られている。丹波と播磨の一部を除いた伊勢以西では6世紀中葉以降にタイプE、Fが作られる。伊勢では6世紀前半は独自にタイプDを作っていたものの、6世紀末以降はタイプEが作られており、伊勢以西の影響を受けていると考えられる。横穴式木室の出現時期が遠江、伊勢、伊勢以西となっているが、構造から見ると伊勢は遠江の、伊勢以西は伊勢の影響を受けているようにはあまり見られず、横穴式木室という概念だけが伝播して構造は各地域の特徴が現れたと解釈しておきたい。

III 昼河古墳群と横穴式木室

昼河古墳群では総数17基の古墳が検出している。一般的に古墳群では尾根ごとに同族で埋葬する事が多く、昼河古墳群の場合、大きくA、B、C群の3群に分けることができる。

昼河古墳群は6世紀初頭から6世紀末までの木棺直葬と6世紀末から7世紀末までの横穴系埋葬施設の二つの時期に分けることができる。横穴系埋葬施設期に入ると、まずC―西群で横穴式石室のC15号墳とC―東群で横穴式木室のC12号墳が築造される。続けてC―西群でC13、C14号墳が、C群から離れたA群でA2号墳が築造される。このときC12、C13、C14号墳では火化されるが、A2号墳では火化されず追葬されていく。この後C―西群で横穴式石室のC11号墳が築造され、C―東群のC15号墳とA群のA2号墳では追葬される。C11、C15号墳はこの時期に最終埋葬となり、古墳群のC群では造営が終了する。最後にA群でA2号墳の2回目の追葬があり、火化されて昼河古墳群は造営を終える。

横穴式木室からは火を受けた部分に変色したり、強く火を受けて土器の質が土師器のようにもろくなったりした二次焼成した土器が出土しており、二次焼成の状態から火化の時期や程度がわかる。昼河古墳群の横穴式木室で

葉から中葉の時期から開始されることや火化の程度に差があることは判明したものの、目的については明らかにすることはできなかった。しかし、横穴式木室内から火を受けた人骨が発見されていること、火力を上げるための空気穴を持つ構造だと考えられる横穴式木室があることなどから、火化は遺体を火葬する目的を含んでいたと考えてもよいように思う。火化は仏教的火葬とは一致しないが、火化の開始時期と仏教公伝の時期が重なることは、火化に対する仏教的火葬の影響も考慮する必要があるだろう。

昼河古墳群周辺には王権との関係を持つ古墳が点在している。横穴式石室であるはずの南山古墳や昼河古墳群に横穴式木室が作られたことは、古代伊勢の葬送の大きな特徴である。ではなぜ古代伊勢に横穴式木室が導入されたのかについては、本稿の考察だけでは明らかにできなかった。今後の課題である。

参考文献

鈴木敏則（1991）「横穴式木室雑考」『三河考古』4
伊勢市教育委員会（1993）『昼河古墳群』

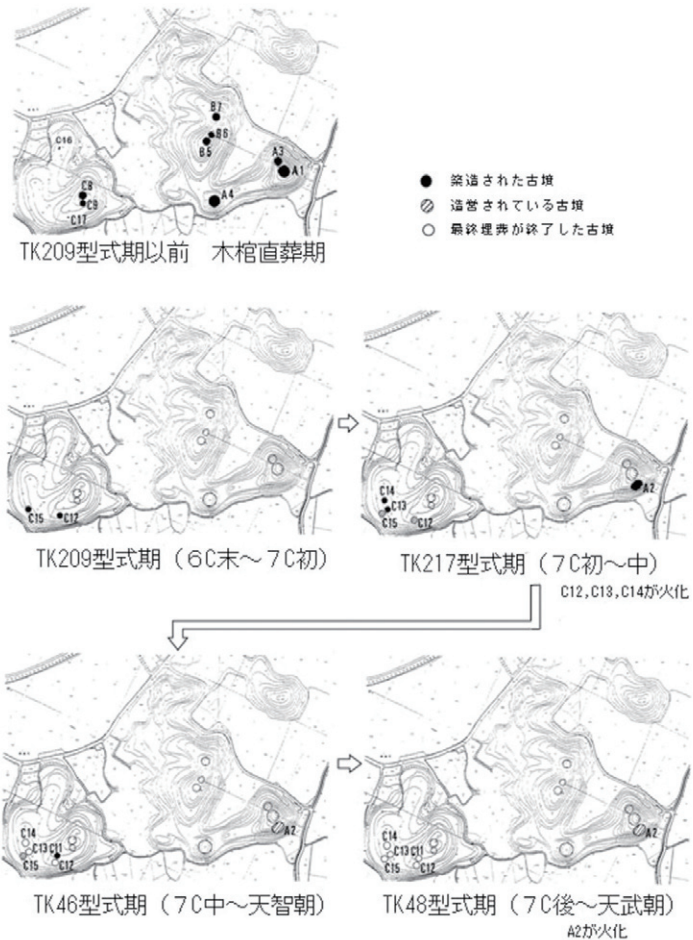


図9 昼河古墳群 横穴系埋葬施設期変遷

V おわりに
本稿では横穴式木室の集成から横穴式木室の構造や火化について、また昼河古墳群周辺の古墳の分析から古代伊勢の葬送の一端を考えてきた。横穴式木室の構造については地域ごとの特徴があることは判明したものの、それらがどのように伝播していったのか、互いにどのような影響を与えたのかまでは考察するに及ばなかった。また火化については6世紀前

伊勢市における性暴力に対する予防・啓発活動――若者層への対策の必要性――

辻 真理

はじめに

日本においては、2001年にDV防止法が制定されたが、婚姻関係にない男女間において発生するデートDVはこの法律の適用範囲外であった。しかしながらその後内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」（平成20年度）では、10歳代から20歳代の頃の交際相手（後の配偶者以外）から、「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかをされたことがあった人は、女性で13.6%、男性4.3%となっており、若年層において他の世代よりも被害者が多いこと、また、被害者の多くは誰にも相談できないといった現状が明らかになった。性暴力による被害者を出さないようにするためには、予防・啓発活動が重要である。

そこで今回、伊勢市の学校教育やその他広報活動等で特にDVとデートDVに関しどのような取組がなされているのかについて調査し、さらに三重県や全国の取組と比較しつつ、伊勢市が今後とるべき対策を提案する。

（1）男女共同参画センター「フレンテみえ」

フレンテみえは、三重県の男女共同参画室に属しており、平成6年の設立当初からDVの予防・啓発活動を、平成18年度からはデートDV関連の出前トークや啓発ビデオの貸出を、そして他にも、男女共同参画の学習とフレンテみえ施設案内をセッにしたウェルカムセミナーやDV防止セミナー、フレンテみえ施設内での情報コーナーパネル展示や相談機関図一覧を掲載したDVカードを県内のコンビニエンスストア等の女子トイレに設置している。その一例として、2010年11月24日には、ウィメンズカウンスeling名古屋YWCAFエミニストカウンスラー具ゆり氏による講演会「恋愛と暴力」デートDVによることとからだへの影響」が行われた。筆者は後者の講演会に参加したが、この講演会ではデートDVの説明やその被害状況や被害者にどのような影響があるのかなどについて詳しい説明が行われていた。デートDVの被害者を支援している講師による講演は非常に説得力のあるものであったが、本年度は開催場所と日時の点で参加人数が十分でなかったため、高校や大学といった教育機関との連携が重要だと考える。

このように三重県においては、主に講演会やパネル掲示等の予防・啓発活動が行われている。さらに、来年より県内の公立高校の2年生を対象としてデートDV防止の

第1章 伊勢市におけるデートDVへの取組

（1）学校教育における取組

伊勢市では、全市学校において性教育の一貫として、プロ講師（産婦人科医、助産師、三重県健康福祉部こども局こども未来室）による講演会が行われている。その内容は命の大切さや体の仕組みが中心であり、デートDVや出会い系サイト等そのものを取り上げていた講演会は11校中1校（沼木中学校「出会い系サイト、デートDV等」）だけであった。

また、中学校の保健体育に関する教育計画書および教科書を調査したところ、ある中学校の健康教育計画書には、性教育の基本的な目標の中に「人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を気付くことができるようにする」と明記されていた。しかし、具体的な内容については、男女の相互理解や男女の人間関係に関する内容、特定の異性との交際に関する内容が盛り込まれている程度であり、DVやデートDVといった言葉は取り扱われてはいない。また、別の中学校の健康教育計画書には「人間尊重」「男女平等」といった文言す

ら記載されていないことから、学校教育におけるDV、デートDV予防の必要性については十分に認識されていないものと考えられる。

その他、中学校で使われている保健体育の教科書には、性情報への対処という項目には相手に触れることだけが愛情表現ではないことを知るといったことが書かれている。この点は、DVやデートDV予防において最も重要な事柄が「自分も相手も大事にする」ということであることから、教育現場における工夫によっては、DVやデートDV予防につながる教育を行うことは可能である。性交渉の開始が若年化していること、また、男女交際の開始とともにデートDVの被害が生じていることを考えると、被害を予防するためには、中学校における教育の必要性があると考ええる。

（2）市民向け広報活動等

それでは一般向けではどのような対策をとっているのだろうか。伊勢市では市役所において被害者の相談窓口である婦人相談を実施している。平成21年度の婦人相談の状況（来所者人数）は「配偶者からの暴力被害女性」が37人、「売春」が0人、「その他の者」が20人であり、「配偶者からの暴力被害女性」の相談数が相談の約7割を占めている。しかし、その暴力とは身体的暴力のみである。このことは、DV被害には身体的暴力のみではなく精神的、性的な被害も暴力の形態に含まれるという認識が市民

の中に広がっていないためではないかと考えられる。

また伊勢市は、2009年11月21日、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」主催、伊勢市共催で、フェミニストカウンスラーの川喜田好恵さんを講師に迎えて「ストップDV！「殴るだけが暴力じゃない」という題の講演会を開催している。しかしこれは伊勢市独自の取組ではなく県の男女共同参画センターと共催で実施したものである。ただし、このように講演会によって多くの人にDVについて知ってもらうことは、DVの被害者は自分自身が被害にあっているというところに気がつかない場合があるため、予防策として有効であると考ええる。

以上のように、伊勢市で行われている性暴力（主にDV、デートDV）への予防・啓発活動は、被害者がSOSを発信できるように婦人相談所を設置していることや、県と連携であるが講演会を通して予防・啓発活動を行っている点において評価できる。しかしながら、学校教育の場においてのデートDV対策や伊勢市独自の取組については今後さらに積極的な取組が期待される。

第2章 三重県内でのデートDVへの取組

ここまで伊勢市を調査し、市町のDV対策は県に依拠している部分が多いことが明らかとなった。それでは三重県においてはどのような取組が行われているだろうか。

第二は、高等学校の文化祭や保健委員会で、啓発パンフレットの配布やパープルリボン&メッセージ募集等の啓発活動に取り組んでいることである。このように生徒自身が中心となってDVおよびデートDV予防に取り組んでいることは、デートDVに対する認識を高めるとともに、正確な知識を得る点において有効だと考える。

第三は、岡山県が市民団体「デートDV防止プロジェクト・おかやま」に委託・制作したインターネット上の掲示板であり、ここでは若者同士が男女交際についての悩みを話し合える場が提供されている。自分たちの交際がDVないしデートDVかもしれないと思った時に、インターネットの匿名性から気軽に相談をすることができる場所を提供していることは、被害者が問題を一人で抱え込むことを防ぐことができるという点において、画期的な取組であると考ええる。

第四は、岡山県が配布しているDV・デートDVのパンフレットは単なる窓口情報提供ではなく、実際に相談したらどうなるのかを丁寧に説明していることである。被害者の不安を軽減するという点で、相談者を増やすことにつながるのではないかと考える。

このような岡山県の取組については、

パンフレットを配布予定であるなど、取組は積極的になってきている。但し、三重県内には私立高校も存在しており、デートDVを予防するという観点からは、公立高校に限定するのではなく、私立公立どちらにおいてもパンフレットの配布を行うべきであると考ええる。

（2）MCサポートセンターみつくみえ（NPO法人）

三重県下においては、性教育やDV、デートDVの予防に関する講演を行っているNPO団体が存在する。このような団体の一つとしてみつくみえの活動を取り上げる。みつくみえの活動は講演授業と電話相談が中心であり、特にSOSを出す場所を提供する目的で電話相談は10年ほど前より実施している。講演活動については、三重県の高등학교、中学校を中心として「性といのちの講座」という講演活動を8～9年ほど前から行っている。

講演を行っているメンバーは松岡さんとその他助産師2名が中心であり、子ども未来局の講師としても活動している。中学校高等学校での講演活動において「デートDV」を取り上げるようになったのは、デートDVの社会問題化によること2年程のことである。このように積極的な活動を行っているNPOが三重県にも存在していることは若年層のDVおよびデートDVを防止する点で非常に重要である。

以上で確認した様に、三重県における性

第3章 積極的なデートDVの取組事例と今後に向けての提言

デートDVは比較的最近になって認知された現象であり、2010年段階の都道府県HPにおいてDV・デートDV情報掲載されているのは22県のみであった。今回はその中でも今後の参考とすべき取組を行っている岡山県の取組について紹介する。

3-1 岡山県の事例

岡山県におけるデートDVに対する対策は、市民団体「デートDV防止プロジェクト・おかやま」と協働で積極的に行われている。その具体的な内容は四点あり、その第一は、「デートDVに関する連続講座」の開催であり、デートDV防止に取り組んでいる団体の取組を学んだり、デートDV防止プログラムを体験する講座を開催したり、官民の取組の報告や防止教育の意義について話し合うシンポジウムが開催されている。

DV・デートDVの特徴として被害者、加害者ともに自覚がないといったことが挙げられるので正しい知識を多くの人に知ってもらえること、そしてDV・デートDVの被害者は、被害に遭ったことを誰にも相談できないことから、気軽に被害者が相談できる手段としてインターネット掲示板は有効であると考ええる。

3-2 今後に向けての提言

今回調査した伊勢市においては、デートDVに正面から取り組んだ予防・啓発活動は、一部中学校を除き実施されておらず、市民向け広報活動はDVに関するものが大半であった。そして三重県においては、男女共同参画センター「フレンテみえ」によるDV、デートDVの予防・啓発活動としての講演会やポスター掲示等が行われていた。しかし、どの取組においても参加者はその問題に関心を有する人に限定されていること、また、被害者自身が自らの被害に気付くとともにSOSを発信できるように取組が十分に整備されていないという問題がある。このような現状に対する提案として、その分野に精通している市民団体やNPO法人と協働で三重県、そして伊勢市が事業を展開していくことがさらなる発展に向けて重要ではないかと考えられる。

その対策としては、第一にインターネット上での掲示板を設置することが有効である。携帯電話やインターネットが普及している現在においては、匿名で気軽に相談（投

稿）できる掲示板は新たな窓口として有効であろう。そして第二に、あらゆる教育機関においてデートDVに関する項目を取り入れるべきではないだろうか。DV・デートDVへの対策としては、被害者が、被害が軽度な段階で自らの被害に気付き、家族や友人、周囲の人などに、SOSをきちんと発し、そして適切な支援を受けることができるような環境を整える必要がある。そして、そもそもDV・デートDVの被害を生み出さない社会、男女関係においては「二人でも生きていける、二人で生きるともつと楽しい」といった自立と共生の関係を築くことを目指していかなければならない。

1. 「DV」＝ Domestic Violence とは、本来、家庭内での暴力全般を意味し、児童虐待や家庭内暴力等もこれに含まれる。しかし、内閣府のHPにも定義されているように、DVとは主に配偶者や恋人など男女間における暴力に限定されて解釈されている。
2. 今回の調査は中学校を中心に行ったため、高等学校においてはDVやデートDVに関する教育が行われている可能性は否定できない。
3. 2009年11月22日PJニュース。
4. 2010年8月、代表の松岡典子さん（助産師）にインタビューを行った。
5. 「デートDV」の用語を朝日新聞データベースで検索したところ、デートDVに関する記事が掲載され始めたのは2003年からである。また、デートDVを対象とする論文も2004年から発表され始めている。
6. 岡山県（http://www.pref.okayama.jp/sohki/detail.html?it_id=26485）。
7. 横浜市のNPOが、携帯電話のサイト（<http://1818love.jp/>）でデートDV対策を開始した（朝日新聞記事2010年5月14日）。
8. 2011年11月25日三重大学で行われた河野美代子先生の講演会（「生と性を考える」）後の会話から。

伊勢市に居住する高齢者を犯罪から守るために

―吹上町内安全（防犯）徒歩パトロール隊の防犯活動―

増田 進矢

I はじめに

近年、「犯罪に強い社会」を実現することを目指して、地域での防犯活動や特定の犯罪についての啓蒙活動などを通じた「犯罪に強いまちづくり」が推進されてきている。その中でも、特に子どもや女性など、弱者の立場にある人を対象とする犯罪を未然に防止する必要性が強調されることが多い。しかし、今後、社会全体の高齢化が進むことを考えると、同じく弱者の立場にある高齢者についても、犯罪から守るための対策を検討することが必要である。

伊勢市は、三重県の中では四日市市、津市、鈴鹿市、松阪市、桑名市に次ぐ人口をもつ市であるが、今後その人口は緩やかに減少することが予測されている。それにもなつて、高齢化も進み、2014年（平成26年）までに、65歳以上の高齢者が総人口あたり占める割合は、約27.7%に至ると見込まれている。また地区によつては、高齢化率が現に40%に達しているようなところも存在する。そのような状況で、伊勢市民、特に高齢者を犯罪から守るためにどのような対策が必要であるのか。伊勢市吹上町内で活動している吹上町内安全（防犯）徒歩パトロールの活動を通して、今後の行政と地

域住民の連携のあり方を考察する。

II 高齢者の犯罪被害

平成21年度警察庁統計でみると、交通関係業過を除く刑法犯の認知件数1703,044件のうち、被害者の年齢が65歳以上の高齢者である件数は143,963件、全体の約8.4%である。罪種毎にみると、暴行や傷害などの粗暴犯では、高齢者が被害者となる件数は全体の6.7%と比較的少ないのに対し、侵入盗などの窃盗被害や住居侵入等の場合は全体の20%近くを占め、また殺人では21.6%、放火では28.3%と、凶悪犯も含め、様々な犯罪で高齢者が被害にあっていることがわかる。

また最近では、「オレオレ詐欺」等のいわゆる「振り込め詐欺」につき、高齢者の被害が多いことが知られている。実際、警察庁の発表による、平成22年度における1月から10月の統計でも、いわゆる「オレオレ詐欺」の被害（3,487件）のうち78%、「還付金詐欺」の被害（76件）のうち73%が、65歳以上の高齢者に関するものであった。

特に三重県は、内閣府の調査では、2007年の段階では人口千人当たりの振り込め詐欺認知件数が、全国の都道府県の

中で、東京に次いで2番目に多いとされており、2008年には14番目に後退したものの、振り込め詐欺の被害にあう確率としては、全国的にみても比較的多い地域とされていた。また三重県は、同じく内閣府によつて、被害にあう側の心理と行動に注目した分析調査を2008年度に実施された際に、振り込め詐欺の被害件数、被害額ともに増加傾向にあることが明らかな地域として取り上げられていた。2009年以降、被害件数そのものは全国的に減少したものとされているが、依然として対策が必要とされていることに疑いはない。

高齢者が振り込め詐欺の被害にあいやすい原因として、最近では、加齢にともなつて脳の形態や機能が変化し、熟慮に基づく意思決定を遂行することが困難となること等も挙げられてきており、脳科学的な視点を生かした対策の必要性も示されてきている。しかし、より一般に指摘されてきたように、高齢者が退職、配偶者・友人等の死去、子どもの独立等による周囲の環境・人間関係の変化により、社会の中での人的な繋がりを持てない状況に陥る可能性が高く、特に近年では、社会システム全体のオンライン化が急激に進んでいること等から、情報化社会に対応しきれない高齢者が社会から取り残され、不安感や孤独感を増す傾向にある等の社会心理学的要因も、高齢者が詐欺等の被害を受けやすい大きな原因となっていると考えられる。新聞報道でも、被害

にあった高齢者が、相手を信用して言われるままに行動してしまった理由として、「息子や娘、孫等と話す機会があまりなかったことや、「日常生活において会話を相手の少ない」等が挙げられていた。高齢者を犯罪から守るためには、このような点を踏まえた対策が必要となる。では、実際に、どのような対策がありうるのか。本章で防犯活動隊の活動を通じて考察したい。

III 伊勢市吹上地区の地域住民の防犯活動 ―吹上町内安全（防犯）徒歩パトロール隊―の活動について―

伊勢市の中でも、吹上地区は、高齢化が進んだ地域であり、2010年（平成22年）6月時点でみる高齢化率は42.6%と、実には高い割合となっている。そのため、吹上地区では、地域住民による防犯活動においても、高齢者を犯罪から守ることに力点をおいた取り組みを進めてきている。

伊勢市内には様々な自主防犯活動団体が存在し、伊勢市役所が防犯パトロール団体として把握している任意団体数は70、伊勢警察署が把握している任意団体数は37である。そのうちの1つである吹上地区「吹上町内安全（防犯）徒歩パトロール隊」は、結成されてから5年ほどの、比較的新しい団体であるが、三重県警察のHPでも自主防犯活動団体の1つとして掲載され、積極的な活動を行っている。

このパトロール隊が結成されたのは、2005年（平成17年）10月13日である。

当時、地域内で特別に重大犯罪が発生する事態が生じていたというわけではないが、地域内に無人家屋（空き家）が増加しつつあることや、空き果等の被害にあいやすいような、高齢者、独居者、留守世帯が多いこと等から、犯罪者や不審者の地域侵入を未然に防ぐ体制づくりが急務と考えられたのである。

パトロール隊では、「声かけ」を重視した活動を行っている。

「声かけ」は、パトロール時に、見知らぬ人も含め、出会ったすべての人に対して積極的に声をかけることを通じて、犯罪を計画する者に対して「見られている」という警戒心を抱かせ、犯罪を抑止する効果があると言われている。また、「声かけ」活動は、地域の連帯感や縄張り意識を醸成することにも役立ち、この縄張り意識が、犯罪者や不審者の地域侵入を防ぐことにつながることも指摘されている。

しかしそれだけではなく、吹上地区での「声かけ」活動の中には、高齢者に対する訪問支援活動も含まれている。前述のとおり、高齢者の中には、パソコンや携帯電話に縁がなく、急激に進む社会的情報のオンライン化から取り残されている人が少なくない。そのような高齢者に対して、パンフレットやリーフレット等の紙媒体を用いて、直接情報を伝達することは、犯罪情報の共有化の面でも極めて重要である。高齢者に対して確実に情報が伝わるならば、高齢者にも

不審者情報等を意識させ、高齢者自身の防犯意識を高めることも可能となるだろう。しかしそれ以上に重要なことは、高齢者が、情報伝達の不足から、地域から取り残された不安感・孤立感に陥る事態を防ぎ、地域との人的なつながりを維持する意欲を促すことができることである。そして、「声かけ」という直接的な方法で、人的コミュニケーションの機会を確保すること自体が、高齢者に対して、地域住民とのつながり、絆を実感させ、不安感・孤立感を緩和することに役立つだろう。実際、活動実態の調査を実施した際にも、「声かけ」が高齢者に対して安心感を与えるという大きな効果をもっていることがみてとられた。

もともと、訪問支援は、高齢者に対して負担を感じさせるものであつてはならない。パトロール隊の活動では、訪問の際には必ず要件を設け、高齢者の自尊心を傷つけないようなむやみな訪問はすべきではないことが強調されている。そして何より、高齢者に対して尊敬の念をもつて接することが一番重要であると考えられている。「声かけ」がかえつて高齢者に対して物理的・精神的な居場所のなさを感じさせることがあつてはならないからである。一般的にも、明るい言葉での声かけが、周囲の人にも明るい気持ちを持たせ、行動意欲を引き出すことが知られているが、高齢者に対して、声かけを通して、地域との繋がりを感じてもらい、将来に希望を持つて積極的に生活して



もらえるよう、十分に配慮されているのである。

パトロール隊では、このような活動を、「自分たちの地域のことは自分たちで守る。」とのスローガンのもと、単なるボランティアとしてではなく、「吹上地域住民の責務」として位置付けている。そして、官民連携に力を入れ、市役所や警察、特に伊勢警察署、曾祢町交番と連携して情報交換も積極的に行いながらも、官に依存した活動ではなく、自主・自発的活動を目指すという方針が強調されている。その背景には、犯罪の発生は、犯罪者だけの問題ではなく、犯罪を実行しやすい環境を提供した地域住民にも原因があるのだという理解がある。地域住民自身が軽微な違法行為への放置や無関心をなくす行動をとり、各自が連帯意識と防犯意識をもって行動すること、そして『この地域住民は、軽微な違法行為も見逃さない、管理・関心・監視が徹底している地域で犯罪を許しません!』と意思表示を見せつける「こ

とが、犯罪防止にとって重要と考えられているのである。そのために、隊員の一人一人が、パトロールの必要性、地域住民の力で地域を守ることの重要性を理解しながら行動できるよう、隊員のスキルアップにも力が入られている。結成当初は防犯活動のノウハウが分からず、組織作りや実施手段の方法に苦労もあつたそうだが、失敗を恐れず試行錯誤しながら行動した結果、今では、吹上町民のみならず、警察署、市役所PTA、他の防犯活動団体からの社会的認識を得たという。実際、町内の街頭犯罪発生数は減少しているそうであり、空き巣と忍び込み事件がゼロになるという効果を挙げた年もあるということである。

しかしながら、パトロール隊の活動には、課題もある。最も大きな課題は、参加會員の高齢化である。活動の継続性を維持するためには、若手の人員を確保することが必須であるが、町内での様々な活動において、核となる幹部等の高齢化は全国各地で共通した問題となっている。パトロール隊でも、常任隊員（吹上町町会委員）、フリー隊員（健康上や職務上等の事情で非常勤となっている者、隊員外協力者からなる40名）（2010年6月16日時点）の隊員の平均年齢は50代から60代であり、20歳代や30歳代の隊員はいないのが現状である。しかも代表、総括部長の年齢は60代を超えており、少なくとも、現在のリーダーが退任するまでに、後任者を養成し、次世代に繋がる活動を行う

果たし、実際に、孤独死に陥りかけた高齢者を発見し、救済する等の結果にもつながっている。地域に守られているという感覚が、高齢者にとっては必要なのである。

また、高齢者と社会、地域との人的つながりを維持するためには、高齢者自身の社会への参加を促し、高齢者が自尊心を保ちながら、行動意欲を継続的に保持している状況を確認することも重要である。実際のところ、高齢者であっても、趣味やサークルへの参加はもちろん、仕事を継続し、生き甲斐をもって生活したいと考えるものは少なくない。60歳以上の高齢者の就業意欲についての調査では、「70%程度の人」が、70過ぎまで働きたい希望を持っており、そのなかの約半数はもといた職場ないしそれに類似した職場で働きたい」との結果となったことも報告されている。高齢者にも就労の機会を保障する等により、社会への参加を促進することは、通常、高齢者が経済的不安や孤独感から犯罪に走ることを防ぐという観点から有用と主張されていることとがらであるが、高齢者を犯罪から守ることも同じく有効な対策となりうるだろう。一般には、高齢者が就労を希望しても、求人側との間での大きなミスマッチが生じてしまい、就労がかなわないのが現状である。しかし、後進の指導・育成等、高齢者の能力を活用する方法はいくらでも考えられるはずである。近年では実際に、福祉、介護、製造業等の様々な分野で、高齢者の能力を

ことが必要である。この点については、「地方公共団体、大学や自治会、経済団体、事業者等とも連携しつつ、防犯ボランティアの結成方法、活動のノウハウ等に関する説明会を開催するなどにより、防犯ボランティア活動への学生、社会人等の現役世代の参加を促すことが重要である」との指摘もある。地域住民に一層の啓発活動、広報活動を行い、パトロール活動の意味を理解してもらうとともに、各機関と連携し、人材を確保する努力が必要であろう。そして、現役世代の参加を促し、継続的な活動が可能 な人材を確保するためには、パトロール活動自体が地域社会にとって頼りにされ、魅力ある存在となるよう、隊員一人一人のスキルアップを図ることも重要となるだろう。

IV 高齢者を犯罪から守るために実践すべきこと

犯罪に強い社会をつくるためには、起きてしまった犯罪や違法行為に対して適正な対応をすることは当然必要であるが、それ以上に、地域の生活環境自体を犯罪の発生しにくいものへと変えることが重要である。前述のとおり、軽微な違反行為に無関心な社会が犯罪を招く原因ともなりうる。自主防犯活動が各地で推進されているのは、不審者や犯罪者を摘発するためだけではなく、地域全体の防犯性を高めることを目的としている。また、パトロール活動には、地域の中で犯罪の発生する危険性の高い場所を直接確認し、地域住民に注意を喚起すると

適切に活用するための方法とその可能性、就業形態の在り方、賃金の在り方等が研究されてきている。もちろん、高齢者のニーズは就労に限定されるわけではなく、生き甲斐の在り方には様々なものがありうるので、まずは高齢者のニーズを正確に把握することが必要である。高齢者が参加できる学習会、サークル活動等を教育機関等と連携して充実させることは当然必要であるが、高齢者の福祉の最終的な責任は行政にあることを受け止め、就労に関しても、社会・企業の協力者を掘り起こして高齢者のニーズとの調整を積極的に図っていくことが必要ではないだろうか。

V おわりに

従来は、警察と行政とが、犯罪対策の中心的役割を占めてきたが、最近では、地域住民が主体となり、犯罪に強い社会をつくりあげることの重要性が強調されてきている。

そのために最も推進されているのは、自主防犯団体を組織することを通して、地域住民が連帯し、住民一人一人に自分のまちを守るという自覚と意欲を持たせ、地域住民全体で高齢者を支える仕組みを整えることである。高齢者を犯罪から守るためには、地域の人と人との直接のつながりを保ち、些細な気配り、目配り、心配りを積み重ねることが、最終的にはもつとも有効な手段となりうる。「声かけ」は地道な活動ではあるが、回数を重ねることにより、高齢者と

ともに、危険性を除去するための環境整備に直接つなげていくことも期待されている。すでに、伊勢市では、自主防犯団体の連絡会を設立する準備が進められているようだが、市民、行政、そして各自主防犯団体が連携して情報を共有し、まちづくりの計画の中にも積極的に反映されるよう促していくことが必要であろう。

また、地域住民、特に地域の高齢者に対し、防犯についての啓蒙活動をより積極的に進めることも必要である。地域によっては、警察と連携して、高齢者対象の区内施設で防犯に関する講習会などを定期的に開催しているところもある。また、そのような講習会に参加できない高齢者に対しては、「高齢者が犯罪に遭わないためにはどうしたらよいか」というリーフレットを独自に作成し、ホームページ上で自由に活用できる体制を整備している地域もある。このような取り組みは、積極的に取り入れられるべきである。

とはいえ、高齢者自身の防犯意識を醸成することが、必ずしも実際の犯罪を防ぐことに十分とはいえない可能性も高い。前述のとおり、高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭いやすい原因としては、加齢にともなう脳の機能変化等も関係していると言われている。振り込め詐欺の被害者の中には、振り込め詐欺については知っていたにもかかわらず、実際に事件に遭遇したときには冷静な対処ができず、被害に遭ってしまった

の間での信頼関係を醸成し、犯罪被害に陥りやすい高齢者の心理状態を防ぐことに役立つ。また、高齢者に対しては、社会参加を支援することの他、経済的支援、医療問題の解決等、福祉的な観点からも地域と行政とが協力して、高齢者を保護する仕組みを検討することも重要である。現代社会では、高齢者と近隣住民との間にいかに緊密な関係をつくり、安心感をもって高齢者が生活できる環境を整えるかが、高齢者を犯罪から守るための鍵となるのである。

参考文献 脚注

- 1.警察庁統計「平成21年度全国の罪種別被害者の年齢・性別、認知件数」参照。
- 2.平成20年度版国民生活白書109頁
- 3.内閣府「消費者の意思決定行動に係る経済実験及び分析調査」2008年8月52項参照。
- 4.永岑光恵、原望、信原幸弘「振り込め詐欺への神経科学からのアプローチ」社会技術研究論文集6号177頁（2006）
- 5.竹花豊（2006-17）「犯罪抑止の対策の現状と課題」『警察学論集』59巻7号22頁参照。
- 6.山本優「伊勢市吹上町内安全（防犯）徒歩パトロール隊基本資料綴り」2010年6月16日作成。
- 7.森末治「犯罪が起きにくい社会づくりの推進について」警察学論集第63巻第9号62頁（2010）
- 8.東京都練馬区公式ホームページ「高齢者対象セーフティ教室」2011年1月9日閲覧
- 9.岡山県ホームページ「ご利用ください」リーフレット「高齢者の方々が犯罪被害に遭わないために」2011年1月9日閲覧 http://www.pref-okayama.jp
- 10.長町三生「より積極的に生きる」仕事とその設計」田尾雅夫・西村周三、藤田綾子編「超高齢社会と向き合う」名古屋大学出版会116項参照

伊勢湾の見える 研究室に来て

吉丸 雄哉

日本の古典文学を教えている吉丸雄哉と申します。平成二十二年の四月に着任いたしました。吉丸という名は佐賀に多い名前です。私の祖先は代々佐賀の小城にいましたが、父の代から長崎に出て、私の生まれは長崎です。長崎市内で生まれ、幼稚園まで長崎市にいました。小学校から高校までを西彼杵郡長与町で過ごしました。長与で過ごした時間は今となつては長くはないのですが、実家があり、現在の本籍地であることから、長崎県西彼杵郡長与町の出身と私は言っています。東京の大学に行くために、上京してから、ずっと東京と埼玉で暮らしていました。その間、都合四回引越ししています。東京に出るまでが十八年、その後、関東で十八年を過ごしたことになります。

そして、四月から三重県津市に暮らしはじめました。東海地方はまったく馴染

ように言つたのを聞いて理由がわかりました。

私の故郷の長崎も長崎市を中心とする県南と佐世保市を中心とする県北、そして島原地区に大別できます。それぞれ風習や気質が若干違います。「村上龍が長崎の人ですよね」と言われれば、「長崎は長崎でも佐世保の人ですよ」と答えます。青森県が津軽と南部で、歴史や風土や気質が二分されているのは有名ですが、三重にもそういったところがあるのだと察しました。

県としての三重は近代的な枠組みであつて、江戸時代には今の三重にびつたりあてはまる枠組みはありません。令制国名(昔の国名)でいえば、伊賀・伊勢・志摩と紀伊の一部分で三重県は構成されています。江戸時代の藩でいえば、藤堂家の津藩三十二万石(伊勢・伊賀・名張)とその支藩の久居藩五万石は目立ちます。しかし、北部には長島藩(二万石)・桑名藩(十一万石)・亀山藩(六万石)・神戸藩(一万五千石)・菰野藩(一万二千石)があつて、伊勢国であつても東海道文化圏に含まれているのは現在と同じようです(本文の石高はすべておおよそのもの。藩も時期によつては異なる藩も)。

今の伊勢市は江戸時代には山田奉行所があり、幕府の管轄下でした。現在は観光で有名な志摩は、令制国も別ですが、藩も志摩藩(五万石)で独立しています。

みのない土地でした。三重には大学三年のときに、鈴鹿にF1を観に来たことがあります(アイルトン・セナが亡くなった年です)、昨年の秋に伊勢神宮と鳥羽を観光のため訪れたぐらいでした。昨秋の時点では、翌年三重大に来るとは夢にも思つておらず、不思議な縁を感じたものです。

三重ですが、漠然とイタリヤのようだと思つていました。南北に縦長の地形であること。海に面していること。北部が工業地帯で、南部が農業・漁業と観光を主産業にしていること。歴史がある都市があること。政治の中心都市が全体の中央にあること、などです。というわけで、三重のローマにいまは住んでいることになります。無理のあるたとえかもしれないが、当たっている部分もあると思います。

三重県は一府五県(愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県)に

今の松阪市の大部分と多気郡・度会郡から南はすべて紀州藩です。また、松阪・田丸は紀州藩の城があつたほか白子も紀州藩の飛び地で、要衝を紀州藩がおさえていたことになります。

本居宣長は伊勢国松阪の人ですが、行政上では、紀州藩の人といえます。宣長は紀州藩に『秘本玉くしげ』を献じていますし、家督を継いだ本居大平が紀州藩に仕えているのも当然のことといえます。

本学にきて、歴史学の先生に、三重はイタリヤに似ていると子どもっぽい印象を憶せず述べたところ、イタリヤと同じで「統一」が課題という返事をもらいました。複数の旧国が一緒になったり、複数の藩がより集まつてでできた県は珍しくないのですが、それでも三重の南北に長いという地形から「三重県人」といった意識の生まれにくい土地でもあるようです。

津にきて、関西弁に近い方言が使われているので驚きました。東海地区にあるので、名古屋に近い言葉を使うと思つていました。三重県北部は名古屋弁に近く、伊賀や名張は奈良弁、東紀州は紀州弁、伊勢あたりは独自の伊勢弁とうかがっています。

関西弁の口調が優勢なので、津の人たちでも三重が近畿なのか東海・中部なのか、迷うときがあるようです。これには答えがあつて『日本書紀』大化二年正月

接しています。ちなみに隣接都道府県の最多は長野県で、八県に接します(全部わかりますか)。片側が海であることを考えると、かなり多いといえます。

私は日本近世文学すなわち江戸時代の文学を専門にしているので、三重にくることは大きな喜びでした。松尾芭蕉と本居宣長が三重ゆかりの人物であることはみなさんご存知でしょう。芭蕉は俳聖として崇拜されています

し、宣長は国学の大家です。そのほか、文学研究者にとつてはよく知られた俳人・歌人・学者・文人を三重はたくさん輩出しているのです。江戸時代には伊勢参りが流行して、伊勢街道の町々はたいへん栄えていました。江戸時代にたくさん蓄積があるので、まだ眠っている貴重な資料に出会える機



一日条に「凡そ畿内は東は名摺の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭々波の合坂山より以来を畿内国とす」(引用は小学館新日本古典文学全集本)とあります。

なんとなく、津の人々は三重が畿内であつたらいと思つているように感じるのですが、残念ながら三重の大部分は畿外の地となります。

しかし、それはいいことだと思つています。三重が文学に登場するのは『万葉集』からです。『万葉集』では、伊勢・志摩を詠んだ歌が少なからずあります。柿本人麻呂は伊勢・志摩の景観を想つて、

あみの浦に船乗りすらむ娘子らが玉装の裾に潮満つらむか(歌番号40)

鉏つく答志の岬に今日もかも大宮人の玉藻刈るらむ(歌番号41)

潮騒に伊良虞の島辺漕ぐ船に妹乗るらむか荒き島廻を(歌番号42)

といった歌を詠んでいます(引用は岩波新日本古典文学大系本)。最初の二首からは大宮人が海で遊ぶおらかな姿、三首目からは志摩の厳しい海が眼前に浮かびます。

『万葉集』に詠まれた三重の歌はおよそ海に関するものです。伊藤正雄が『伊勢の文学』(神宮文庫、昭和29)で「青山に四周された大和宮廷の人士は、交通不便の上代において、海に接する機会が

会もあるだろうことも楽しみの一つでした。

こちらで暮らすことが決まって、住居探しを始めたのですが、住まい探しに回っている不動産屋さんに芭蕉や宣長の素晴らしさを伝えても、反応が鈍いのです。ある不動産屋さんが、芭蕉について、「あの人は伊賀の人だから」とつぶやく

極めて乏しかった筈であるから、たまたま触れ得た新鮮な潮の息吹きと、目覚むるばかりの明るい海洋の大観に、限りなき歓びを感じた事は察するに難くない」(4頁)と述べるのがもつともな評価といえます。

私が三重に来て一番喜んでいるのは海が近いことです。それまで、埼玉の坂戸に十年間いました。坂戸は埼玉の中央にあつて、まったくの内陸です。それを物足りなく感じていました。津で海に面した場所に住んでいるわけではありませんし、私の故郷の長崎の海はリアス式海岸で、平らかな伊勢湾とはかなり様相が違うのですが、それでも海は海でして、海のない土地に住んでいるのと全然気分が違います。大宮人が詠んだ志摩の海はリアス式海岸なので、大宮人の気持ちはよくわかります。

今いる、これを書いている研究室から伊勢湾が見えます。私の人生のうち、最初の半分を長崎で、その次の半分を関東で過ごしてきました。その両方よりも長い時間を三重で過ごすことになる、自分分は伊勢人として、三重県人として、生涯を終えることになる、海を見ながら考えています。

(よしまる かつや)
人文学部准教授・日本文学

「医療過疎地域における多次元的評価によるアラートシステムの構築」プロジェクトの推進に向けて

福本 拓

二〇一〇年夏、日本中を騒がせた「消えた高齢者問題」。生きていれば二〇〇歳になる人の戸籍が抹消されていなかった事例など、記憶に残っている方も多いだろう。しかし、やはり問題なのは、年金を受給し続けるために親の死をひた隠しにした事件である。親の年金に依存しなければ生活できない状況、そして、人の死に周りの人間が気づかない現状からは、現代の社会関係がいかに希薄化しているかを思い知らされる。しかも「消えた高齢者問題」は、大都市だけでなく、地域社会での互酬的な関係が比較的残っていると思われる地方でも起こっていた。医療・福祉・育児の制度疲労が進む中で、産学官を問わず「地域の力」への注目が高まっているが、現実問題として地域には諸問題に対処する余力は残っていない。

このたび三重大学人文学部では、平成

二二年度より三年間、文部科学省特別経費（地域貢献機能の充実）プロジェクトとして、「医療過疎地域における多次元的評価によるアラートシステムの構築」が採択された。本プロジェクトの主眼は、公的社会保障制度と地域社会の双方が行き詰まる中で、改めて地域を核とした問題解決体制を構築することにある。言うなれば、単なる「地域の力」への期待ではなく、地域が抱える問題とその要因に関する多角的な分析を通じ、「地域の力」を具現化していく実践のプロセスの整備を目指している。このような、地域が問題解決に果たす具体的な役割を明確化しようとする点で、本研究は既存の「地域」「実践」を掲げた研究と一線を画しており、それゆえ現状をブレークスルーする可能性を持つ取り組みとして期待されている（特別経費の交付を受けた）プロジェクトは人文学部では初である）。以下、

健康や要介護状況の分析に加え、「地域を見る（診る）眼」が必要となろう。実際、近隣に自分の子どもがたくさん住んでいれば親が介護を受けられる確率が高くなったり、収入に余裕があれば単独世帯であっても十分な介護・医療サービスを受けられたり、居住歴が長い人ほど頼れる人・場所・施設に関する知識があるというように、家族的・社会経済的特徴が少なからぬ影響を持つていることは容易に想像できる。さらに、地域そのものの特徴―高齢化の進展度合、交通の便、住民の構成、持続可能な産業・雇用の有無など―も見逃せない要因である。生活構造から問題を捉える社会科学の研究視角は、とりわけ地域という枠組みの有効性を明示できる点で強みを持つといえよう。

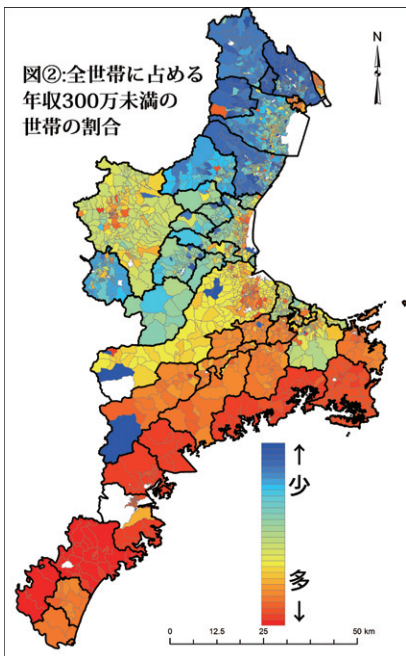
②生活構造の客観的な評価

欧米では、特に経済学・社会政策分野において、地域の問題を生活構造との

関連から評価しようとする研究の蓄積が厚い。貧困に関するシンブルな指標から、近年では地域での生活をより多次元的に評価するための指標、例えばタウンゼンドの相対的剥奪指標（所得に加え、生活行動や健康状態といった側面からも評価）、社会的排除指標（物質的充足のほか、参加の欠如にも着目）なども開発されている。

このような研究にならない、数字や統計的手法を用いて医療や福祉の問題を画一的に評価することに対しては、違和感を覚える方も多いかもしれない。しかし本プロジェクトでは、適切な基準に基づく客観的な指標こそが、地域での具体的な問題解決に不可欠だと考えている。

例えば、ある地域において、地域資源を活用した医療・福祉問題への対処が非常に効果的に行われ、住民が満足している事例があるとしよう。しばしば生じる誤謬は、成功事例を安易にそのまま別の地域へ適用することである（そのほとんどは失敗する）。こうした事例が起きてしまうのは、多くの人々が結果だけを見てしまうからだ。良い（ないし悪い）結果は、地域のどのような特徴やニーズの違いから生まれたのだろうか



図②:全世帯に占める年収300万未満の世帯の割合

地域で実際に生じている問題をふまえて、当プロジェクトの概要を紹介するとしよう。

①地域を見る（診る）眼

そもそも、なぜ近年これほどまでに「地域」が注目を集めるようになったのだろうか。ここ数十年、非正規雇用の増加や未婚率の上昇、単独高齢世帯の増加といった経済・社会情勢の変化に伴い、安定した所得・世帯をモデルとした全国一律の保険・保健・福祉制度の維持が困難になってきている。言い換えれば、画一的なトップダウン型の社会保障体制に代わり、各々の地域やコミュニティが個別の問題を解決する制度への転換が求められており、この意味で地域が着目を集めているのである（近年盛んに叫ばれる地域主権の推進もそうした転換の一事例といえよう）。従って地域とは、今後の人々の生活を考える上での基本的な単位として、より具体的に言えば、「生活上の諸問題を共有し解決していく上で適切な空間的範囲・スケール」として重要性を増しているといえる。

しかし、政策の実情をみると、業務の効率化が最重要課題とされる中、本来地域をベースとしてきた仕組みが揺らいでしまうなど、必ずしも地域が重要視されているとはいえない現状がある。例えばある市では、行政保健師による地区ごと

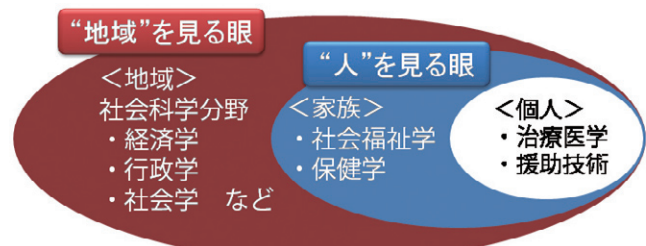
か？もしかすると、同じ特徴をもった地域なら、成功したモデルが適用できるかもしれない。いや、あるいは、同じ特徴を持つにもかかわらず、うまくいかない地域があるかもしれない。その場合は、何が成否を分けたか、地域に分け入ってさらに深く精査する必要がある。

いづれにせよ、一地域だけでなく、全体として具体的かつ効果的な解決策を考える上で、客観的な指標は欠かせないのだ。ただし、その際には、いかにして適切な指標を準備できるかがカギとなる。この点でも、経済学といった社会科学の各専門分野が大きな役割を果たすだろう。というのは、既存のモデリングや国内外の事例研究をもとにして有効な指標を開発することは、社会科学の最も得意とするところだからである。

なお本プロジェクトでは、差し当たって三重県を事例とした研究を展開していくが、その成果は全国にも発信可能な側面も有している。なぜなら、北勢（大都市圏近郊の衛星都市）、中勢（地方都市）、南勢・志摩・東紀州（中山間地域）、伊賀・名張（ベッドタウン）というバラエティに富んだ地域性は、まさしく現代日本の縮図といえるからだ。図2は推計所得の特徴を示したものが、多様な地域性はさまざまな問題とともに、それに立ち向かう潜在的な力の存在を予感させる。

の担当制を改め、乳児・子ども・高齢者・障害者といった専門担当制へと移行した結果、処理できる案件は増加した反面、地域というバックボーンを持つて医療・福祉問題に取り組む人材を育てられなくなってしまった。特に三重県の場合、市町村合併が大規模に進められたこともあり、施策の実践に当たって個別の地域の特徴がますます看過される傾向にある。

本プロジェクトでは、こうした状況に鑑み、実際の医療・福祉問題が地域における「生活の問題」と不可分であるという認識に立ち、地域というフレームワークを問題解決に適したものとして再構築することを目指している。そのためには、図1に示すように、個人・世帯レベルの



図①：本プロジェクトの研究視角

③アクションリサーチへ

こうした潜在的な力を見出し、今後の地域における医療・福祉問題への解決策を提示すること―これが当面の課題だが、しかし本研究の最終目標ではない。なぜなら、解決策を見出すことと、実際の問題の解決は同義ではないからである。

問題解決に向けた自発的な取り組みが湧出するためには、地域住民による問題意識の共有や動機付けが不可欠である。実はこの点でも、本プロジェクトの客観的指標が重要な役割を果たす。というのも、指標とはいわば地域の問題をわかりやすく「見える化」したものであり、住民による問題共有を促進するためのツールとなるからである。気づかれなかった問題の背景を知らせる―アラートシステムの「アラート alert」とは「警報」「通知」を意味すること、住民の気付きや地域への関心を喚起し、そこへ研究者も飛び込み、協働関係の中で解決策を実現していく…。こうしたアクションリサーチがこの研究課題の到達点であり、そこへ至る過程は、地域貢献という平板な枠組みを超えた、地域と大学の新しい関係のあり様を示すに違いない。本プロジェクトは、新しい時代を切り拓く、人文学部の大いなるチャレンジでもある。

（ふくもと たく）
人文学部特別研究員
地理学・地域研究

語る

昭和旅行誌

雑誌『旅』を読む

森 正人



『昭和旅行誌』

雑誌『旅』を読む

森 正人

(人文学部准教授・文化地理学)
(中央公論新社、2010年)

休日を前にすると、「才」の時間をどう過ごすのかいろいろと思い悩む。毎日の忙しい仕事や勉強からようやく解放されるのだから、非日常の時間を、ゆつたりと過ごしたい、あるいは趣味のために使いたい。そうして私たちはリフレッシュするための余暇活動にいそしむ。

しかし、これは本当に「オフ」なのだろうか――。

仕事で疲弊した私たちの心身は、一定時間の休息によって、健全・健康なものとして再創造（レクリエーション）される。そうしてリフレッシュした健康・健全な心身はいつたい何に役立つのだろうか。私たち自身？それとも会社？国家？なにやらききな臭い話になりそうだ。

余暇活動の歴史を紐解けば、それが人びとの自由な娯樂活動などでは決してないことが分かる。資本主義や国民国家による介入や統制の足跡がそこかし

年代に日本国内に次々と建設されるユー
スホステルや国民宿舎だった。さらに海
外旅行の自由化にともない、アジア地域
を中心とした海外旅行情報も取り入れら
れた。当時、ヨーロッパ旅行はまだ高嶺
の花。多くの海外旅行客は西洋と東洋の
入り交じる香港を目指した。また若い女
性たちはハワイに出かけていた。また東
南アジアは男性の性的観光のパラダイス
として、実にあっけらかんと語られてい
たのだった。

今のわたしたちは「小京都」と称される古い街並みにも足を運ぶ。小京都が『旅』

六〇年代末。この時期、高度経済成長によって都市部はどんどんと新しい建物が登場し、画一的な風景で埋め尽くされていた。それに対して田舎のいくつかに「古き良き日本」の風景が残っていると考えられるようになった。国鉄の『デイスカパー・ジャパン』キャンペーン、女性雑誌『アンアン』『ノンノ』の創刊が小京都への関心をさらに高めたのである。

馬辨のお台所

— 沼 津 —



お辨当2つ。間にあってよかったね。坊やお腹ペコペコです

おいしいねママ。ぼくここの鯛めし大すきだ



駅辨のたのしさ

戸塚文子

[illegible]

カメラ 小沢達造

図2…『旅』に掲載されたグラビア写真は評判だった。この写真は沼津駅での駅弁販売とそれを食べる光景で、当時の旅の習俗を今に伝える。

ここに発見できるのだ。余暇活動が楽しみを追求しすぎたり鬱憤をはらしたりするための乱痴気騒ぎになれば、社会は混乱してしまふ。だから、ハメを外さないように目を光らせるだけでなく、健全な娯楽活動を積極的に推奨することで、労働者や国民の健全な心身は育成されてきた。スポーツ、音楽、読書のほかに重要な余暇活動が旅行だった。日本において大衆娯楽が花開くのは昭和期。そして健全な旅行が唱道されたのもこの時期である。

本書は、一九二四（大正一三）年にスタートし、戦時中の一九四三年から戦後四六年まで一時的に休刊していたものの、七九年もの間、毎月、発行されている。

た月刊旅行雑誌『旅』全号をずらつと読み、そこから昭和の旅行がどのようなものだったのかを考えるものだ。『旅』は二〇〇四年一月にいったん休刊したが、

思えば昭和は時代ごとに異なるとはいえ、いつも旅行に特定のテーマやスタイルを与えてきた。団体旅行、正しい旅行、植民地観光、新婚旅行、小京都、秘境、海外旅行、等々――。『旅』がそれを推し進めてきた。しかも『旅』の読者はただ受動的に与えられた情報を受け取っていただけではなく、号末に設けられた読者投稿欄で、旅行の、『旅』のあるべき姿を雄弁に語ってきた。そしてここで男女の交際が始まることもあり、『旅』は社会を映し出す鏡であるばかりでなく、旅行を媒介とした読者たちの想像的な共同体を

二〇〇四年五月からは心機一転、新潮社がこの雑誌を発刊しており、日本でもっとも長く続く旅行雑誌といえる。この雑誌はその長い歴史の中で、いくつかの発刊機関によって引き継がれてきた。二〇〇四年までの発行機関は順に日本旅行文化協会、日本旅行協会、日本旅行俱樂部、日本交通公社、JTB日本交通公社出版である。そしてこれらの組織は鉄道省、運輸省、国土交通省と深い関わりを持っていた。それゆえ、あるときは政府の、別のときは企業の意向を反映しながら、『旅』は昭和の日本人たちに、旅行の愉しさだけでなく、どのようなが正しい旅行なのか、どこに行けばいいのかを教示してきたのである。

たとえば、第二次世界大戦前・中の『旅』では、健康な国民を育成するために温泉や徒歩旅行やハイキングが、当初は推奨、後には強要された。統制ある行動を教え

しかし、今、わたしたちは旅行を計画するに際して、『旅』を手にとること、あるいは旅行代理店の窓口で足を運ぶことがどれほどあるのだろうか。たしかに『旅』が提供してきた旅行情報、読者のいわば『交流空間』は、現在ではインターネットで簡単に獲得することができる。しかも、雑誌などの場合は、編集者が毎月、特集のテーマを設定して原稿を集め、一定のフォーマットで情報を提供するのに対して、インターネットの場合は、多数の力テグリーが用意されそれに応じた情報が

るために、好ましい団体旅行、修学旅行のスタイルが主張され、また寒さを克服するウィンタースポーツは男らしさの象徴ともされた。拡張する大日本帝国の領土を、旅行をとおして認識させるため、植民地や日本の周辺部の旅行情報も記事にされ、さらに日本新八景、国立公園の選定をとおして自分たちの「郷土」への愛着心を強める記事を掲載し、それにより国家への愛国心も涵養しようとした。

敗戦直後は社会的混乱により旅行が困難だったが、その混乱が落ち着く一九五〇年代になると大衆旅行時代到来の下準備として、巨大旅館が出現し始める。高度経済成長期まった。だ中の六〇年代には、それまで旅行に出かけることがあまりなかった女性が旅行者の新しい主役として登場。そしてこの女性がリードする新婚旅行が、六〇年代前半にはパツケージ化されていく。同時期に『旅』は、新しい社会階層のサラリーマン、若者世代などに対しても、それぞれにふさわしい旅行スタイルを提唱した。この若者たちの健全な旅行を可能にしたのは、六〇



図1…『旅』の創刊号(1924年)。

詰め込まれている。そして、現在の旅行メディアではユーザーによる評価、個人的な感想、いわゆる「クチコミ」が大きな影響力を持つ。

『旅』が雄弁に語ってきた旅行全体を覆う「大きな物語」の効くと、昨今の旅行の個人化は、近代とポスト近代の社会のありようを示している。言うまでもなく『旅』は前者の近代の産物である。

それでも、この「時代遅れ」の雑誌『旅』を読み、昭和の旅行誌／史を紐解くことには意味があると考えたい。たとえば、『旅』を読めば、旅行とは何か、どうあるべきかという定義が時代ごとに違っていることが分かってくる。娯楽や余暇活動という考え方がまた当たり前でないなかで、闇中摸索の状態で娯楽や余暇としての旅行を考えようとした時期がこの日本には確かにあったのだ。それは『旅』のスタート時点でもあり、また敗戦後の混乱でもあり、高度経済復興や国際時代の到来による繁栄と不安の時代においてでもある。

今この『旅』の来し方を検討することで、本書は「正史」ではないかもしれないが、もう一つの昭和史となるはずである。そして、その旅行の昭和史を考えることは、休日になんかを楽しむとか、まとまった休暇にどこに行くとかとわたしたちがあれこれ頭を悩ます現代社会とはいったい何かを考えるきっかけになるかもしれない。

三重の歴史と風景

廣岡 義隆

伊勢の長浜

はじめに―歌枕とということ

一般に和歌によまれた地名を歌枕と呼んでいますが、より正確な概念としては、ある特定の人事的観念と結び付けられて歌に詠みこまれる名所としてあります。例えば、松阪市星合町（旧一志郡三雲町星合）の歌枕「星合浜」の場合、人事観念「七夕伝説」と切り離しては考えられない形で展開しています。ここでは、「長浜」を取り上げます。

一、『古今集』にみる長浜

伊勢国の「長浜」は、『古今和歌集』（巻二十、一〇八五）に、
君が世は限りもあらじ長浜の真砂の数は
よみ尽くすとも
此は仁和の御嘗の伊勢国の歌

と出て来ます。「仁和の御嘗」とあり、光孝天皇即位の大嘗祭に伴う節会での詠進奏上歌であることがわかります。光孝天皇は元慶八年（八八四）二月二十三日に即位し、同年十一月二十二日に大嘗祭を奉り、二十三日から二十五日にかけて節会が催されています（升三日「悠紀國奏風俗歌舞」、「三代実録」）。翌年に仁和と改元されたところから「仁和の御嘗」とあります。この時の悠紀国が伊勢でした。「三代実録」に、「定大嘗會國。悠紀伊勢國員辨郡、主基備前國和氣郡」（元慶八年三月二十二日条）とあります。大嘗祭とは米粟收穫を神に感謝する祭典であり、毎年行つた新嘗祭に対し、天皇即位年における大がかりなイベントとしてあります。その悠紀・主基とは、神に捧げる米・粟を耕作し献上する斎田とその国郡のことであり、悠紀田は東国から主基田は西国から占いで決められました。

二、「長浜」の地を求めて

この「長浜」はどこにあるのでしょうか。よくわかりません。次のように書いたことがあります。

この時の悠紀田が伊勢国員弁郡であったところから、一般にこの長浜を員弁郡と見るが、員弁郡は海に面していない。歌枕書も伊勢国とするが、伊勢としては未詳とする外はない。標記の古今集歌は即位大嘗の讃め歌でありこの「長浜」は恐らく観念地名であろう。伊勢の悠紀を奉る時に歌ったところから、「伊勢歌」となり、その歌中の「長浜」も伊勢の歌枕として定着して行つた、という経路が考えられる。

このように定位しました（角川日本地名大辞典「三重県」の「長浜」の項。のち加筆して『三重大学日本語学文学報』第十号の「三重の歌枕稿」に収載、一九八九年九月）。

三、黒川昌亨氏の考究

その後、黒川昌亨氏（当時、本学教育学部教授）は「伊勢の歌枕管見」「長浜」と「涙川」―（その一）―（教育学部研究紀要第四四巻、一九九三年三月）において、「古今和歌集」に載る大嘗会風俗歌五首（一〇八二―一〇八六番歌）について検討の結果、その歌中の地名はいずれも、その国内の地名ではあるが、該当郡の地名ではないという事実を指摘し、伊勢国についても員弁郡に拘ることはないという重要な指摘があります。氏は、三重県内の「長浜」の地名九件を挙げつつ、判断はなお慎重でした。と共に、
同僚の国語学・地名学者鏡味明克先生

からは、伊勢の「長浜」の候補地として、現在の鈴鹿市長太の一带（北長太町・長太新町・長太旭町・長太栄町・南長太町）を推薦して頂いている。―中略―この「長太」も亦「長浜」候補地の一つとして、その傍証を求めつつ、検討して行かねばならない。

おわりに
黒川論中の鈴鹿市長太を中心とする海岸は、説としての魅力的ですが、この地は河曲（古称カワワ）郡になります。



千里から鼓ヶ浦方面を望む 撮影2010年11月29日

と長浜からナゴと音変化の可能性がある鈴鹿市長太の指摘がありました。

四、「大安寺資財帳」に見る「長浜」

この後、私は「古代資料に見られる地名分布と街道」において『神楽歌』（一〇八番歌）に出る「長浜」を探り上げました。「神楽歌」といっても、拾遺として『古今和歌集』から採録したものであり、『古今集』の歌そのものと言つてよい内容です。次のように書きました。

歌の内容上は観念地名の色が極めて濃いが、伊勢国に実在する地名を重ねていると見た方が良いでしょう。「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」の奄芸（古称アムキ）郡条に「長濱」がある（『大日本古文書』二）。員弁郡と見られたのは悠紀田の関係からであるが、それに拘ることはない。この奄芸郡の「長濱」を念頭に置いた歌であろう。大安寺領「長濱」は四至として東は海、西は河道、南は沼、北は道の限りと固有名詞抜きに記されていて、その比定は困難である。鼓ヶ浦から豊津浦にかけて緩やかな弧を描く長い浜があるが、それに因んで名付けられた鈴鹿市或いは安芸郡中の小地域名であろうか。（伊勢湾地域における古代文化）第二章、報告書『伊勢湾地域とその文化』三重大学、一九九五年三月）

この「資財帳」は天平十九年（七四七）二月の文書です。「奄藝郡長濱五十町（六五五頁として四至があり、東の境界として「海」が示されています。黒川論では指摘が無い例でした。

を踏まえつつ、そうした浜砂を数え尽くすことが出来たとしても、君の御代は数えることが出来ぬほどであると永遠性を讃美したものであり、即位の儀礼歌としてふさわしい歌となっています。のち、「君が代のためしと見ゆる長浜のなぎさの貝の数も知られず」（『歌枕名寄』）などと寿歌地名として定着してゆきます。

【参考文献】

片桐洋一氏編『歌枕を学ぶ人のために』（世界思想社、一九九四年三月）
（ひろおかよしたか）
三重大学名誉教授

三重大学人文学部・第6回「公開ゼミ」報告

湯浅 陽子

人文学部では2005年度より、9月から12月にかけて、一般市民向けの「公開ゼミ」を開講しています。毎年10～20の講座を設け、各講座は3回（1回あたり90分）開かれ、少人数（原則として20名まで）のゼミ形式で、ひとつのテーマに沿ってじっくりと楽しく学んでいただくよう工夫しております。

本年度の「公開ゼミ」では、文化学科の教員が12講座を、法律経済学科の教員が8講座を担当し、過去最多の全20講座を準備して、受講生を募集しました。開講した講座は、以下のとおりです（敬称略）。

① 「英文法を科学する!？」	杉崎鉦司（文化学科・准教授）
② シャーロック・ホームズ論	赤岩隆（文化学科・教授）
③ 地域中小企業経営について考える	後藤基（法律経済学科・教授）・青木雅生（法律経済学科・准教授）
④ 中国陶磁入門―大阪市立東洋陶磁美術館を訪ねて―	藤田伸也（文化学科・教授）
⑤ 日本古代の情報伝達システム～三関及び駅路と「伝路」～	山中章（文化学科・教授）
⑥ 「正義」について語ってみよう。	高橋秀治（法律経済学科・教授）
⑦ ワークライフバランス（仕事と家庭・私的生活の調和）を考える	藤本真理（法律経済学科・准教授）
⑧ グリム童話と『日本の昔ばなし』の比較―小人像について	太田伸広（文化学科・教授）
⑨ 絵巻物を読む	山田雄司（文化学科・准教授）
⑩ 税を考える	森俊一（法律経済学科・教授）
⑪ 今日の経済・労働問題の処方箋を考える ―人間らしい社会の実現を目指して―	橋場俊展（法律経済学科・准教授）、豊福裕二（法律経済学科・准教授）、 深井英喜（法律経済学科・准教授）
⑫ アメリカ短篇小説を読む	野田明（文化学科・准教授）、小田敦子（文化学科・教授）、 井上稔浩（文化学科・教授）
⑬ Excelで回帰分析入門	水落正明（法律経済学科・准教授）
⑭ 古文書の虚（うそ）と実（まこと）	塚本明（文化学科・教授）
⑮ 商法の判例を読む	名島利喜（法律経済学科・教授）
⑯ 生物多様性（COP10）と身近な生き物	朴恵淑（文化学科・教授）
⑰ 伝統的生産から近代的生産へ：日常生活文化の変化を考える	石井眞夫（文化学科・教授）、森脇由美子（文化学科・教授）、 立川陽仁（文化学科・准教授）
⑱ 異文化間コミュニケーションとギャップ 現代の金融規制について考える ～求められる金融の役割とは何か～	藤本久司（文化学科・准教授） 野崎哲哉（法律経済学科・教授）
⑳ ドイツ語圏のコミック事情	大河内朋子（文化学科・教授）

今年度は、このようにそれぞれに異なった特色あるテーマを持つ20種類の講座を開くことができましたが、このような多様なテーマ設定は、文化学科と法律経済学科からなる三重大学人文学部ならではのものであると考えております。

今年度の「公開ゼミ」は、のべ313名の皆様に受講していただきました。なかには、いくつもの講座を掛け持ちされる方や、毎年のように受講していただいている方も多数おいでになります。受講者の男女比はほぼ3対2、年齢構成は、最も多い60代を中心に、10代後半から80代半ばまでの幅広い年代に及び、三重県内では北はいなべ市から南は伊勢市・志摩市に至るまで、また県外では愛知県、遠くは関西地方からもご参加いただきました。

一般の講演会等とは異なる大学の演習室という少人数教室で行う「公開ゼミ」では、受講者の方々に楽しくかつ深く学んでいただきたいと考え、多くの講座で、一方通行の講義ではなく、講師と受講者が、講座のテーマとしている様々なことについて議論したり、一緒にテキストを解説したりする方法をとっています。今年度の講座終了後のアンケートでも、90％以上の受講者の方々に「とても満足」「満足」という評価をいただきました。

もちろん、今後の「公開ゼミ」をさらに意義あるものにしていくために、開講日程やテーマの設定、その他について検討を続けていきたいと考えております。三重大学人文学部では、学術研究の成果を地域社会へ積極的に還元し、地域に根ざした学部となることを目指しております。この「公開ゼミ」がその一助となることを願うものです。来年度以降も多数のご参加をお待ちしております。

（ゆあさ よつこ）
人文学部准教授・中国古典文学
広報・地域連携委員

発行日 2011年3月25日
 編集兼発行者 樹神成
 編集委員 井上稔浩・小田敦子・坂本つや子・武笠俊一・川地啓介
 発行所 三重大学大学院人文社会科学研究所
 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
 TEL：(059) 231-9195 (総務担当)
 URL：http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/
 E-mail：hum-somu@ab.mie-u.ac.jp
 写真 表紙：實日館
 雑感：サフラン／服部範子 (人文学部教授・英語学)
 制作 株式会社コミュニケーションサービス

TRIO協賛企業
 三重大学人文学部「TRIO」を応援しています。


■編集後記
 トリオ第12号をお届け致します。三重県の片側は太平洋に面しており、それだけ海とかかわりの深い地域です。私たちの歴史と風景、そして生活の半分は海によって培われてきたと言っても過言ではありません。しかしながら近代以降、私たちとこの大切な海との関係には狂いが生じ、大きな環境問題の一つとしてクローズアップされてきています。そこで今年の特集1の「生物多様性条約と「里海」再生の課題」では伊勢湾を取り上げました。それに関連するエッセイも私たちと、それを取り巻く環境について貴重な示唆を与えてくれるものとなり、私たちが「自然」によって生かされているということを再確認することができました。特集2の「伊勢市・三重県の研究」では4人の大学院生がそれぞれ緻密な調査、研究に基づいた報告を行っています。大学を取り巻く環境は年々変化し、それにつれて仕事の質や量も様変わりしてきています。そのような中で貴重な時間を割いて各種エッセイや記事をご寄稿頂いた方々にはこの場をお借りして深く感謝の意を表したいと思います。また同時に人文社会科学における「知」が結集することで、私たちの未来がよりよくなっていくことを願っています。(1)



『サフラン／服部範子』

雑感

安食和宏

紀伊半島南部の山間地に、北山村という小さな村がある。この村は、和歌山県に属しているが、周りは三重県と奈良県に囲まれている。「全国で唯一」の飛び地の村である。北山村は、総人口約500人という、本場に小さな村である。しかしこの村は、他にも幾つかの「全国で唯一」をもっている。先日、この北山村を訪問し、村の取り組みについて、役場担当者からお話を聞くことができた。

二番目の「全国で唯一」は、じゃばらの生産である。じゃばらとは、柚子やスタチのような柑橘系の一種であるが、この北山村固有の種であり、この村でのみ栽培されてきた。本格的な生産が始まったのは1980年代初めからであるが、その後、販売面で苦戦し、生産調整を余儀なくされる時期が続いた。しかし約10年前に、インターネット市場へ出店して、さらに、じゃばらは花粉症に効果があると注目されたことから、爆発的な売り上げ増加に結びつくこととなった。今では、じゃばらの年間売り上げは約2億円に達するという。

そして、三番目の「全国で唯一」は、観光筏下りである。北山村の筏流しは、伐採された木材を運搬するために、数百年

間にわたって受け継がれてきた独特の技術である。それが、戦後のダム建設とともに途絶えたのだが、1970年代末に観光用の目玉として復活し、今に至っている。観光客を乗せた筏が、北山川の一部4kmを70分かけて下るといふ豪快なものである。最近では、地元の筏師たちの高齢化に伴い、全国から後継者を積極的に募集して若者を呼び込み、技術の伝承に努めている。この筏下りの体験にくる観光客は、年間約8千人に達するという。

このように、北山村は、「全国で唯一」にこだわって、地域の活性化を図ってきた、独特な村である。「その成功の秘訣は何ですか？」という問いかけに、役場の課長さんは「ラッキーが続いただけでしょう」と、さらりと答えてくれたが、その笑顔からは、長年の経験に裏付けられた自信と信念が読み取れた。「唯一」にこだわり、それを深めること、そして粘り強く継続することの重要性を、この北山村の活動は教えてくれる。

(あじき かずひろ)
 人文学部教授・地理学

GUIDANCE

大学院のご案内

地域文化論専攻	地域社会文化論専修	
	歴史、思想、社会学、地理学、情報学および環境学等の授業科目を幅広く提供することにより、日本、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、アメリカの諸地域における社会と文化について教育研究を行います。	
	地域言語文化論専修	
	日本、中国およびその周辺、ヨーロッパ、アメリカの言語と文学に関する授業科目を幅広く提供することにより、それぞれの地域社会における言語文化について教育研究を行います。	



入試方法

入試方法	一般入試	
	▶	＊面接 ＊共通問題(小論文) ＊専門科目1科目
	社会人入試	
	▶	＊面接 ＊共通問題(小論文) ＊専門科目1科目
	留学生入試	
	▶	＊面接 ＊共通問題(小論文) ＊専門科目1科目

※2011年度から、共通問題(小論文)を導入しました。

社会科学専攻	地域行政政策専修	
	政治学、公法学、経済学(経済理論・経済政策)に関連する授業科目を幅広く提供することにより、地域の公共的な政策課題に関する教育研究を行います。	
	地域経営法務専修	
	経営学、民法法学、経済学(経済史・経済学各論)に関連する授業科目を幅広く提供することにより、地域で活動する企業・NPO・市民の経済的・法的課題に関する教育研究を行います。	



入試方法

入試方法	一般入試	
	▶	＊面接 ＊専門科目2科目
	社会人入試	
	▶	＊面接 ＊小論文
	留学生入試	
	▶	＊面接 ＊専門科目1科目 ＊小論文

社会人の受け入れを進めています
 有職者は標準在学コース(標準修業年限2年間)のほか、短期在学コース(標準修業年限1年間)を選ぶことができます。夜間にも昼間と同じ科目を開講しており、勤務後に学ぶことができます。

長期履修学生制度があります
 職業等に従事する学生が個人の事情に応じて、2年分の授業料で3年間あるいは4年間履修し、学位等を取得できる制度です。

募集人員は各専攻それぞれ5名です
 一般入試、社会人特別入試(若干名)・外国人留学生特別入試(1名)の合計

試験日程	2月(両専攻とも)	試験科目	地域文化論専攻
	2012年2月4日(土)～5日(日)		一般、社会人、留学生とも＝専門科目筆記試験、小論文、面接
	出願は1月5日(木)～12日(木)		社会科学専攻
			一般＝専門科目筆記試験、面接 社会人＝社会一般に関する小論文、面接 留学生＝専門科目筆記試験、小論文、面接

問い合わせ先
 人文学部チーム学務担当：☎059-231-9197
 Eメールアドレス：hum-gakumu@ab.mie-u.ac.jp

人文学部ホームページ
 (http://www.human.mie-u.ac.jp/) から、
 大学院生のさまざまなメッセージを見ていただけます。

TRIO_{Vol.12}

CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE
published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.

<http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/>

トリオのバックナンバーをご覧ください。